

平成28年第2回紀の川市議会定例会 第2日

平成28年 6月14日（火曜日） 開 議 午前 9時28分
散 会 午後 2時50分

◎議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）のとおり

○出席議員（20名）

1番 並 松 八 重	2番 太 田 加寿也	3番 船 木 孝 明
4番 中 尾 太久也	6番 大 谷 さつき	7番 石 脇 順 治
8番 中 村 真 紀	9番 榎 本 喜 之	10番 杉 原 勲
11番 森 田 幾 久	12番 村 垣 正 造	13番 高 田 英 亮
15番 西 川 泰 弘	16番 堂 脇 光 弘	17番 室 谷 伊 則
18番 上 野 健	19番 石 井 仁	20番 川 原 一 泰
21番 坂 本 康 隆	22番 竹 村 広 明	

○欠席議員（1名）

5番 仲 谷 妙 子

○説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 村 慎 司	副市長	林 信 良
市長公室長	西 川 直 弘	企画部長	森 本 浩 行
総務部長	上 山 和 彦	危機管理部長	中 浴 哲 夫
市民部長	中 邨 勝	地域振興部長	立 具 久 幸
保健福祉部長	上 村 敏 治	農林商工部長	岩 坪 純 司
建設部長	福 岡 資 郎	会計管理者	森 脇 澄 男
水道部長	森 美 憲	農業委員会事務局長	中 野 朋 哉
教育長	貴 志 康 弘	教育部長	稲 垣 幸 治
企画部財政課長	杉 本 太		

○議会事務局職員

事務局長	榎 本 守	事務局次長	柏 木 健 司
------	-------	-------	---------

議事調査課課長補佐

岩 本 充 晃

議事調査課係長

藤 田 郁 也

（開議 午前 9時28分）

○議長（竹村広明君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第2回紀の川市議会定例会、2日目の会議を開きます。

なお、5番 仲谷妙子君より、病気療養のため本日とあすの会議を欠席したい旨の届け出がありましたので、御報告いたします。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（竹村広明君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、11番 森田幾久君の一般質問を許可いたします。

森田幾久君。

はじめに、安全・安心のまちづくりについての質問をどうぞ。

○11番（森田幾久君）（質問席） おはようございます。ただいま議長の許可が出ましたので、通告に従って質問させていただきたいと思います。

6月議会となると、新しい部長さんもふえて、私もトップバッターで気持ち新たにまた頑張っていきたいと思いますので。それでは、早速、質問に。

まず、安全安心のまちづくりについての質問をさせていただきます。

近年、健康づくりのために早朝や夜間にジョギングやウォーキングをされている方々をよく見かけます。みずから反射板などを使い、周囲から気づいてもらうような安全対策をされている方もおりますが、黒っぽい服装で車などからは気づきにくい服装の方もおります。

また、世の中の事例を見てみると、防犯灯や防犯カメラのないエリアでの犯罪をよく耳にしますが、特に痴漢や変質者などは、防犯灯の未設置の暗闇で出没したりしています。逆に、防犯灯や防犯カメラが設置されているエリアでは、未然に犯罪を防げるとも聞きます。近年、あってはなりません、犯罪が行われたケースにおいて、事件を解決する糸口として、防犯カメラが成果を上げているのをニュースでもよく耳にします。

その中で、まずお聞きしたいのは、安全・安心のまちを目指す紀の川市として、全体的に防犯灯や防犯カメラの設置状況はどうかをお聞きしたいと思います。

みんながよくする駅周辺や公共施設周辺の防犯灯の設置状況と、その場合、電気使用料についてはどうなっているのか。周辺に民家がなく、通学や通勤で利用する地域間の防犯灯についての要望はどうか。

数年先に蛍光灯の製造が中止されると聞く中、LED照明への交換が多く要望されるで

あろうと予測されますが、要望状況と設置補助金についてお聞かせください。設置補助金については、新設と交換もお答えいただきたいと思います。

次に、防犯カメラについてであります。昨年度の事業として保育所と小・中学校全てに防犯カメラが設置されています。昨年、粉河ふるさとセンターの西側の職員駐車場において、白昼堂々と車上荒らしがあったとも聞いておりますが、今後、他の公共施設や通学路などのまちの防犯カメラについてはどのようにお考えなのか。今年度から、県の2分の1補助金もできたと聞く中でどうしていくのかをお聞かせください。

○議長（竹村広明君） 地域振興部長 立具久幸君。

○地域振興部長（立具久幸君）（登壇） おはようございます。

森田議員御質問の安全安心のまちづくりについてということで、私のほうから、まず防犯灯の設置状況等についてお答えいたします。

紀の川市は、誰もが生き生きと安全・安心に暮らせる市民全体の地域社会の実現を目的として、自治区が主体的に地域内の夜間における犯罪の防止及び交通の安全を図るために防犯灯設置事業を推進しております。現在、市内には自治区の管理で約7,100基の防犯灯が設置し使用されております。また、道路灯、街路灯につきましては、約400基を市が設置しております。

議員御質問の駅周辺、公共施設周辺、主要道路の防犯灯設置状況につきましては、隣接する自治区の防犯灯や道路灯、街路灯、また施設の照明等により夜間を照らしているところもあります。

電気使用料については、自治区の防犯灯は自治区、そして道路灯、街路灯につきましては建設総務課、また施設の照明や防犯灯につきましては、担当部署がそれぞれ負担をしております。

また、周辺に民家がない通学や通勤で利用する地域間の防犯灯につきましては、必要があれば自治区間の協議により設置され、電気使用料を負担されている例もございます。

地域振興課では、自治区が必要であれば防犯灯設置補助金を交付しております。

次に、要望状況と防犯灯設置事業補助金ですが、申請状況につきましては、平成27年度において蛍光灯の新設が1基、そしてLED新設が97基、蛍光灯からLED防犯灯への取りかえが225基の合計323基となっております。この補助金総額は533万425円となっております。

また、防犯灯の種別による補助額ですが、LED防犯灯のみの新設は、設置に要した経費の全額。ただし、上限が2万5,000円。また、新設で支柱も同時に設置する場合は、設置に要した経費の全額。ただし、これも上限が5万円となっております。

また、LED以外の防犯灯新設は、設置に要した経費の全額。ただし、上限が1万2,500円。そして、新設で支柱も同時に設置する場合は、設置に要した経費の全額。ただし、上限が25,000円でございます。

取りかえにつきましては、既設蛍光灯防犯灯からLED防犯灯への器具取りかえについ

ては、施設の設置に要した経費の2分の1の額。ただし、これも上限が1万2,500円となつてございます。

なお、通学や通勤に利用する道路で、夜間における犯罪の防止及び交通の安全を図らなければならない箇所ではございますが、周辺の自治区の防犯灯設置の同意がどうしても得られない場合の対応につきましては、その都度、関係部署と協議をさせていただきますので、御理解のほう賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（登壇） おはようございます。危機管理部でございます。よろしくお願い申し上げます。

森田議員より御質問いただきました安全安心のまちづくりについて、危機管理部所管の防犯カメラの設置状況及び今後の対応等につきまして、お答えさせていただきます。

近年は、防犯カメラの普及によりまして、事件や事故等の抑止効果や犯罪等の発生時の早期解決のため、防犯カメラの整備が推進されています。

紀の川市内の防犯カメラ設置状況につきましては、市民の皆様方を含む不特定多数の方々が、日々御利用されます市内JRの4駅と和歌山電鐵貴志川線の2駅に防犯カメラを設置するとともに、議員お説のとおり、平成27年には、防犯カメラが設置されていない市内公立保育所、小学校・中学校の23校に大切な子どもたちのさらなる安全確保と施設整備に努めることを目的に、53台の防犯カメラを設置させていただきました。

その他の公共施設や防犯カメラ設置状況につきましては、近年建築された公共施設等については防犯カメラがほとんど設置されていますが、比較的古い施設等については未設置の施設が大半でありますので、今後、施設の使用状況や将来性、現状等を調査するとともに、また安全・安心のまちづくりに向けて、通学路等や各施設への防犯カメラの設置について、市民の皆様方や各関係部局等の協議を行ってまいりたいと考えてございます。

また、県では、平成28年度から、「きのくに防犯カメラ設置事業補助要綱」が施行されています。この制度にも注視しながら、市としてより有効な方策について調査等を重ねてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 森田議員の御質問につきまして、教育委員会が所管する事項につきまして、答弁をさせていただきたいと思います。

1点目の防犯灯につきましては、小・中学生が日没後も安全に通学できるように、民家のない地域にも防犯灯が設置されていることは、安全・安心のまちづくりとして非常に望ましいことであると思います。

教育委員会といたしましては、小・中学生の下校時間が日没後の暗い時間帯にならないよう、また家庭の管理下であっても、明るいうちに帰宅するような指導が最も必要である

と考えております。

平成26年度から、児童・生徒が安全に登下校できるよう通学路の危険箇所の点検を行い、関係機関による通学路合同点検調査で問題点を洗い出し、改善に努めているところでございますが、その中で、防犯灯の必要な箇所等につきましても議論を進め、関係部署との協議を進めてまいりたいと考えております。

一方、生涯学習・スポーツ施設につきましては、敷地内・周辺を含め、利用者の安全確保を図るため、街路灯を設置いたしております。今後も利用者や周辺住民等の意見を尊重しながら、必要な整備を進めてまいります。

2点目の防犯カメラにつきましては、議員仰せのとおり、学校施設につきましては、昨年度に全ての学校に配備が完了をいたしました。一方、生涯学習・体育施設につきましては、新しい一部の施設におきましては施設内には設置いたしておりますけれども、大半の施設は未設置でございます。

今後、利用者の意見や危険箇所の把握に努め、設置の可否を検討してまいりたいと考えております。

また、通学路への防犯カメラの設置については、通学路安全対策協議会や関係部署との協議を重ねながら対応していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（竹村広明君） 再質問、ありませんか。

森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（質問席） 答弁いただきました。再質問なんですけれども。

聞いていますと、防犯灯については、LED化がだんだん進んできているというのがわかるんですけれども、蛍光灯は2020年度には、もう製造中止というのがめどにされておると。

その中で、紀の川市もより一層LED化を進めるべきかなと。LEDというのは、その蛍光灯なら2～3年で交換をどんどんしていかなあかんですけれども、LEDやと10年から15年もち、なおかつ電気代が安く済むということで、より区からの申請もあり、進めていく中で、予算にも限りがあると思うんですけれども、今までどおり区長から要望受けて、どんどん積極的にいくために、今、年間で何百基というような予算もつけてやられている中で、区長が申請した、例えば1基だけ要望があったら、その区で対応し、お金は後から補助金出すけれども、区長さんが電気屋さんに発注してやられていると。だから、何百基もあるんやから、10基とか幾つかに分けて、市で一括で入札されてはどうかという中で、現実、従来の防犯灯であれば補助金の中で全てが賄えと、LEDについては、2分の1の補助金になるんですかね、限度額1万2,500円かぐらいになると思うんですけれども、それであってでもどんどん数多くいくためには、抑えられるところは抑えるために市が一括で入札を行ったほうが、いかにLED化がスピードアップしていけるかと思うんですけれども、その辺の入札制度に持っていくという考えを、また一つ目はお聞

きしたいと思います。

また、2点目なんですけれども、これはちょっと中村市長のほうにもお聞きしたいんですけれども。

福岡市で実例でやられているんですけれども、防犯灯、従来の区長が申請来て、電気代も払ってもらう防犯灯であるんですけれども、もう一つ、直営灯という、市直営ですね、直営灯というのをやっているようです。というのは、3分の1ぐらいが、その福岡市の防犯灯が市直営灯でやられているというのが、どうしても、特に紀の川市なんかやったら、集落と集落の間で子どもたちが通るんですけども、その区長さんから見れば、家の集落、あるところは申請するけども、この間で結構子どもらが通るのに、その申請が誰もしてくれへん、自分が住んでる区長に言うても、「いや、そこは隣の区や」、「電気代はそっちで払てよ」と言ったら、なかなかうまいこと、いってる地域もあるとは聞くんなんですけども、やっぱり全体見たときに、安全・安心で、市長もいつも言われているように、区長任せで申請受けるからというんじゃないしに、市として全体見てみて、ここが必要であるなというのを直営灯という意味合いで、電気代も含め、設置も市が積極的に行ってとはと、また公共性の高いところについては、やっぱり不公平感もあると思うんですけれども、ある程度駅とか公共施設の周りは市が積極的につけて、電気代もみるという形を考えられないかなということなんですけども。

例えばでいくと、私の生活圏になるんですけれども、紀伊長田駅いうたら、家も少なく、上には、北側には長田観音があります。坂道になってるんですね。あそこは、別所地域ということで、戸数で言うと20軒ぐらいなんです。住所的には。ただ、その別所に住まわれている方は、その長田観音へ上っていく道に住まれているのは数軒で、ほとんどの人が横の線路沿いの道に住まわれている。となると、別所の人が長田地区の北部の人のために、電気代払って設置するかいうたら、間違いなく要望はしてくれないし、電気代も払うったら、区長間で連携をとればいいんでしょうけども、そういうところについては直営灯という形で、市全体もう一度見直していただけたらと思うんですけれども、その辺の御答弁、お願いいたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

地域振興部長 立具久幸君。

○地域振興部長（立具久幸君）（自席） 森田議員の再質問について、お答えいたします。

冒頭でも御説明申し上げたとおり、現在の防犯灯設置事業は、自治区が計画し行うこととしておりまして、地元の業者に設置してもらい、その設置形態によりまして市が補助を行っています。

議員御指摘の市主導の入札によるコスト削減も、選択肢の一つであることは認識していますが、市といたしましては、自治区長から地元業者に設置をしてもらっておくと、「故障時等の対応が早い」とのお声をいただいております。また阪神・淡路大震災や東日本大震災に見られますように、一旦、大きな災害が起きた場合、地域住民同士が連携し

助け合うことにより、安否確認や避難所誘導、避難所支援等、住民みずからが進んで行き、日ごろからの地域活動が活発な地域ほど防災力が向上されると言われております。

したがって、地域振興課といたしましては、いざというときに地域の業者の力を生かせる関係づくりを日ごろから各自治区の活動を通じて行っていただくのも安全・安心で住みよい地域づくりを進めていく上で非常に大切であり、そのことがひいては地域振興につながるため、防犯灯設置事業は従来どおり補助制度を採用してまいりたいと考えてございますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 森田議員の防犯灯設置の関係であります。先進県を例に挙げて、直営灯というやり方でやられているというお話がございました。

防犯灯につきましては、合併前の旧5町等でもう取り組みをされております。合併後、10年を経過しますが、市として今日まで進めをし、市全体で700基余りの防犯灯が設置されているということでもあります。区長さんを中心に、地域から要望の新設等々、また設置がえ等々の相談がございましたときには、先ほど申し上げた補助制度の中で対応してまいりました。

議員、先進県の例を挙げて言われました集落から集落の間、どっちが負担していいかわからない。また、通学等の中で危険であると思われる、そういう道路もあるわけですが、夜間の帰路の下校等の指導等ある中で、そういう危険と思われるところはできるだけ通らないようにという指定道路等の設置も考えていかなきゃなりませんし、そんな中で、直営灯等につきましては、従来とちょっと変わっておりますので、先進県の状況等を勉強させていただいて、取り入れられることであれば取り入れていけたらなとも思いますので、御理解いただきたいと思います。

また、一括購入の問題につきましては、旧5町の関係の中で、各旧町に電器店、電気の事業を営む業者が数ある中で、貴志川が高く粉河は安いとか、打田が高いとかというそういう問題ではなしに、もちろん見積もりやいろいろな状況も把握する中で、ほとんど統一された金額の中で設置をしてもらえるように指導していく、そのことが地域の電気業の皆さん方の反映、また住民のサービス、維持管理につながる手っ取り早いその地域発展につながっていくものと、そう思いますので、そこらあたりを御理解いただいて、一括の入札方式というのは多少値段が安くなる場合もあるかと思いますが、それに近い値段に御理解をいただき、指導しながら、従来どおりのやり方でやらせていただきたいと思います、そう思っておりますので御理解をいただきたいと思います、そのように思います。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ありませんか。

〔森田議員「はい」という〕

○議長（竹村広明君） 次に、基幹産業の今後についての質問をどうぞ。

11番 森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（質問席） それでは、続きまして、基幹産業の今後についてということで、質問させていただきます。

紀の川市の基幹産業は、当然皆さんも御存じのように農業であります。しかしながら、後継者不足であり、また高齢化の影響からも遊休農地が年々ふえる一方であります。その中で、農作業のやりやすさと機械化に取り組むべく、市が圃場整備を長年にわたり推進していてもなかなか前に進まないのも現状かと思われます。そこで、現在の遊休農地の現状と圃場整備の推進状況をお聞かせいただきたいと思います。

また、地方創生を進めていく中で、市内の高校生へのアンケートを実施されたと聞いておりますが、約7割から8割の子どもたちが生まれ育った和歌山で就職を希望しているとのことです。残念ながら、和歌山には目指すところの企業が少なく、1次産業へは目もくれていないのが現実であります。

しかし、紀の川市に若者が残り、また戻ってくる市であるには働く場所の提供は欠かせないものであると考える中で、遊休農地を活用しての取り組みが第一であると考えますが、市としてのお考えをお聞かせください。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） おはようございます。

森田議員の御質問に御答弁をさせていただきます。

まず、本市の遊休農地の現状であります。平成27年度調査時点では、再生利用が可能な荒廃農地が160.3ヘクタールとなっておりまして、これは平成25年度調査時点と比べまして、21.6ヘクタール増加をしております。また、農業振興地域内の農用地面積に対しまして、発生割合で申し上げますと2.7%となっております。

また、圃場整備の整備状況でございますが、昭和52年より貴志川町弁時地区、これは長山地区の一部でございますが、そこから事業実施をされてございまして、現在事業を進めております下丹生谷地区まで10地区、受益面積では156.4ヘクタールとなっておりますが、紀の川市発足後では、わずか3地区、30.6ヘクタールにとどまっているのが実情でございます。

こうした状況に置かれておりますが、若者の農業への参入を進める上で、遊休農地の活用であります。遊休農地の増加を抑制するには、やはり農地の集約化と農地の区画整理、農道整備、用水路整備が一体に実施できる圃場整備を推進していくことで、農業がしやすい環境づくりに努めていくことが肝要と考えてございます。

県営事業で、圃場整備を実施できる規模は10ヘクタール以上が対象となっておりますが、平成28年度より、該当農地で2分の1以上の野菜の作付けが見込まれる場合は、5ヘクタールから事業に取り組む新規事業も制度化されてございます。事業実施を検討されている地区に対しましては、こうした事業内容につきましても十分説明を行い、少しでも事業が進捗できる取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

加えて、農地中間管理機構等による優良農地の担い手への流動化促進と新規就農者への手厚い営農支援を行うことが重要でございまして、新たな市独自の支援メニューの検討も進めてまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 再質問、ありませんか。

11番 森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（質問席） 再質問、行います。

今、答弁いただく中で、例えば従来の圃場整備の取り組みでは、農業をされている方々が主導で、現在では5ヘクタール以上の農地を整備していくといった取り組みかと思われますが、これら受益者負担金等も発生するため、なかなかまとまらないのが現実かと思われます。

そこで、市が中心となり、遊休農地を集約して代替地などを進めるようなことをして圃場整備を行い、農業団体や企業への農業誘致をするといった考えをしておはと思いますが、市としてはどのような考えがあるのでしょうか。

本来、市として農地の購入は無理であると存じておりますが、農業特区や他の方法を利用してでも、紀の川市の基幹産業を守り、個人とする農業でなく企業としての農業や団体としての農業だと、若者も働く場所として考え出すのではないかとと思いますが、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（自席） 再質問にお答えをさせていただきます。

担い手への農地集積や耕作放棄地の発生防止・解消の抜本的な強化を図る国の施策といたしまして、農地中間管理機構が創設されてございます。これは、農地の貸し手と受け手をうまく結びつけることを中心に、地域内の分散し錯綜した農地利用を整理いたしまして、担い手ごとの集約化を行うことや、必要な場合には基盤整備等の条件整備を行い、担い手である大規模農家や農業生産法人、あるいは企業にまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付ける機能を持たせています。

和歌山県では、県農業公社がその役割を担ってございまして、市といたしましては、組織機能強化とともに、果樹産地に見合った農地集約施策が図られるよう、今後も働きかけを行ってまいりたいと考えてございます。

また、法人が農業に参入する場合の基本的な要件は、個人と同様でございまして、農地の所有につきましても農地所有適格法人の要件を満たせば可能となっております。市では、これら法人に対しましても個人と同様、営農相談や農業経営等への財政支援も実施をしております。

さらに、長期総合計画の成果指標におきましても、農業生産法人数をふやす目標も立てております。法人設立といった相談等につきましては、市農業委員会やJA等の農業関係

団体とも連携と協力体制を確立して対応してございますが、法人数が増加すれば、おのずと新たな雇用も生まれますので、そういった進めもしっかり行ってまいりたいと考えてございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ございませんか。

11番 森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（質問席） それでは、再々質問させていただきます。

中村市長のほうにお答えいただけたらと思うんですけども。

先日、市長も別の会で一緒のときに、若い子がグループで農業公園とか農業をやりたいんやという話、一部ちょっとだけ聞かれたと思うんですけども、その子らとは直接会って30代後半ぐらいの子なんですけども、農業をやっている子もいれば、いろんな分野でいるグループが10数人であって、将来一農地を使って拡大して、いろんな意味の展開をしていこうとあの子らは考えている、話一回聞かせてもらったことあるんですけども。

市として、なかなか今すぐその話聞いたからって、協力度合いというのはなかなか、現実予算の問題もしんどいかなってというのがあって、県とかいろいろ取り組みで切っていかなあかんのかなとは思うんですけども、現実、紀の川市で今いる子ども、若者もそうやって新しい展開をやっていこうとする子もグループで、今までやったら家族で農業やっていたという子もあるんですけども、これはこれで家族でやられているところで悪いわけでもなく、いいんですけど、やっぱり今度若い人らがこの地域に残って、また基幹産業の農業というのを継続していくという意味で言うたら、今、若い子どもというのは粉河高校とか貴志川高校でいる子らでも、将来目指している職業というたら、多分このスーツとか着て、事務仕事を目指している子がほとんどやと。工場へ行きたいとか、農業やりたいという子なんて、もう全くと言うていいほど、ごくごく一部やと思われま。

その中で、農業も何で嫌なんかなって話を聞いてみたら、やっぱり家族で一人病人が出たら空回りするとか、自分が社長でやっていかなあかんというのが不安、今の子どもらというのは、勤めるとか、勤めて安心というんか、安定ですね、交代で休みがあったりとかという農業やったらやるというような話も聞きました。

だから、そういう意味で、そういう環境づくりというのは、市も基幹産業である以上、やっていかななくてはならないのかなと感じる中で、本来、先ほど中間管理機構ですかね、そういう制度があって、県の農業公社が担っているという話も答弁いただいた中で、実質その県の農業公社が今、そこまで取り組むかと言ったら、多分取り組まれてないんであろうと。その中で、市として企業誘致するみたいなイメージで、農業公社を設立して、そういう遊休農地を集められる分とか代替地にするとかいう形で圃場整備もやれるところはどうも、場所をつくってそれを販売するなり、貸すなりという方法で、グループであったり、いろんな団体であったり、企業であったりという形でどんどん参入してもらって農業と

しての考えを、やっぱり紀の川市が継続していく、基幹産業を守っていくとなれば、そのぐらいの取り組みをしていかなあかんのかなと私は感じるんですけども、市長の答弁をお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 森田議員の基幹産業である農業の今後の取り組みについてであります。非常に遊休農地等々もふえていく、また就労の高齢化等々の中で、これからの紀の川市の農業、今、全国的な問題ではあります。何とかならないかなと思うのは、もう合併前からの問題、取り組まなきゃならない問題として今日まで経過してきているわけですが、具体的にこれといった対応もできておらないのが事実であります。

しかし、私は旧町時代から申し上げ、新しい紀の川市になっても申し上げている問題として、圃場整備をまずやりませんかということは申し上げているとおりであります。そうなりますと、自分が耕作できなくなっても、誰かでもつくってくれる、また借りてもらえる、いろいろな対応ができるわけですが、今の紀の川市全体の状況を見たときに、もう先祖代々受け継いできたその農地を手放すつもりもないし、圃場整備をやるつもりもなかなかまとまらないということの中で、市がリーダーとなって担当が区長さん通じ地元へ入り込み、いろいろ先進地の視察等々もやってもらったり、いろいろやってきましたけれども、良くなってるなど、圃場整備やったらいいなというのは、みんなが思いながらも、いざそれに取り組むということになると大変難しい問題が生じているのが事実であります。

その農地を持たれている皆さん方が、心一つにして、また昔からの考えを変えてもらい、そして何とかしようという立ち上がりがぜひとも必要であると、そう思っています。それさえできれば、次のいろいろな段階についてはまた方法もあるんじゃないかなと、そう思いますので、まずこの残された紀の川市の遊休農地等々を考えていく中で、また全体の紀の川市の水田はもちろんのこと、畑地においてもその圃場整備、また農道の整備等々のまず働きやすい環境を整えて、そして若者にいろいろと団体なり、個人なり、指導しながらこの紀の川市の農業に取り組んでいくということになれば、今の状況で全体として今までやってきた農業をどうするということにはなかなか難しい問題がたくさんあり過ぎて、これといった対策ができないのではないかなと思いますので、議員各位も、いろいろと市と一緒に今後紀の川市の農業のあり方ということの中で検討していく必要があると思いますので、こちらも協力をしてもらいながら市と一緒にやっていけたらなと思っておりますので、すかつとした答弁にはならんと思うんですが、実情を踏まえた状況の中では、このぐらいの答弁しかできないということの中で御理解をいただきたいなと、そのように思います。

○議長（竹村広明君） 以上で、森田幾久君の一般質問を終わります。

○議長（竹村広明君） 次に、20番 川原一泰君の一般質問を許可いたします。

20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（質問席） おはようございます。

今、議長の許可を得ましたので、質問を行いたいと思いますが。私のきょうの質問については、本紀の川市の総合戦略の中身を形にするために、事業であったり、財源ですね、その財源、これをどうしますかというこの質問を順次行っていきたいと、このように思っています。

国は、地方創生に向けて、国の独自の総合戦略を打ち出しています。一つは、「人口減少と地域の経済縮小の克服」、あと一つは、「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」、この二つを国は基本目標として掲げたわけですが、この二つの基本目標の言葉を見ましたときに、非常に短い言葉ではございますけれども、この中身を形にするには大変な労力とお金と、そして時間がかかるだろうと、このように思います。

そして、この方向の中で、国だけが幾ら絞ったって、全国1,800の地方自治体がしっかり協力していかななくては形にならないだろうと、特に各自治体がどれだけの腹を据えて根性かけてやるかどうか、やる気を出すかどうか、これが一番かなめになってくるんじゃないかなと、このように思うわけであります。

国は、ある時期に、「東京一極集中」という政策を打ち出したわけですが、かなりもう年数がたってございます。この政策にも、最近問題点が浮上してきてございます。東京に向けて、全国から若い方々が転入をしてきて、そして結婚をし、たくさんのおもさんたちが生まれてございますが、そのおもさんたちが今、保育所に行きたいけれども行けない、いわゆる保育所の不足、保育士の不足、この問題が東京の中では社会的な問題として出てきておるわけございまして、この間の予算委員会の中でも取り上げられて、そして厳しい議論をしてましたけれども。この待機児童の問題が非常に問題視されてきてございますが、東京には23区ある中で一、番人口の多いのが世田谷区でございます。これが、90万8,800人ですが、人口。ここ世田谷区だけでも1,200人の待機児童ができていう話でございます。この間、NHKのニュースで聞いたわけですが。そして、杉並区は56万3,600人ほどの人口でございますが、ここが公園をつぶして杉並区だけで15の保育所をつくるという方向を打ち出したわけですが、非常に一般住民から反発があったわけございまして、その住民会議を開くという方向で開いている場面をNHKのテレビでやってございましたが、一般住民はそれは公園は使わんとくれと、これは区民の一人一人の憩いの場所やと。

しかしながら、そこに出席をしておる待機児童を抱えたお母さん方が、涙を拭きながらマイクを通して何とか保育所をつくってほしいという訴えを、その会場でやってございましたが、けんけんがくがくの雰囲気の中で、非常に区もそれを収拾するのに非常に難儀をしてましたけど、そういう状況になってきているわけでございます。

それが、どんどんどんどん進んでいきますと、今度はどういうことになるかといいますと、非常に高齢者がふえて、今度は介護施設が足らないと、こういう方向になっていくの

が必至でございます。

片や、また逆に地方を見てみますと、保育園児、小学生が極端に減ってきている。そして、保育園の統合、小学校の統合、こういうことには手をつけたくはないわけですが、やむなく手をつけざるを得ない自治体が非常にふえてきているという、この地方と都市部とのギャップですね、この是正をどうするかということで、国は出してきたのが、地方分権であり、地方創生であり、そして今、「まち・ひと・しごと創生法」という法律までつくって、そして地域の中でしっかり仕事をつくって、そして若い世代が安心して住めるような環境づくりというものに、今からしていかなあかんということの中で、このまち・ひと・しごと創生法という法律までつくって国はやろうとしているんですが、そういう中で、同時に、全国1,800の自治体に、それぞれの自治体の特性を生かした総合戦略をまとめて、国に提出してこいという方向が出てきたわけございまして、紀の川市も去年の12月の末に、このような「紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」という、こういう冊子をまとめ上げて国のほうに提出をいたしてございます。

その中に、「長期総合計画は、我が市の全般的な施策展開に向けた基本的な方向を示したものである」と、この長期計画はですね。それに対して、今回の総合戦略をまとめ上げた、これの中身は、まち・ひと・しごと創生に向けて、重点的に行おうとする施策をまとめ上げたものであると、ここが違うわけございまして。重点的に行おうとする施策をまとめ上げたもの、これはどういうことかといいますと、紀の川市の発展的展開を見据えた事業をしっかりやっていくんだという方向だろうと私は解釈をいたしてございますが、そういう大きな事業をやっていくという方向になりますと、当然、この財源というものが要ってくるわけございまして、紀の川市の平成27年度の予算の中での自主財源というものは64億円、平成28年度の一般会計の当初予算の中での自主財源というものは、これは見込みでございますが、63億8,000万円、こういう数字が出てございました。

いずれにいたしましても、厳しい財政状況の中でこういった大きな事業を紀の川市の財源だけでやっていこうとしますと、非常に無理が出てくると。当然、国の交付金であり、補助金に頼らざるを得ない状況になってくるだろうと思うわけであります。

そこで、国に出した冊子の中に、「紀の川市の基本的目標」というものを四つ掲げてございます。

一つは、地域資源を生かした魅力あるまち、二つ目は、魅力ある仕事・職場のあるまち、三つ目に、若い世帯から選ばれるまち、四つ目に、安全・安心で暮らし続けたいまち、こういう紀の川市の基本目標を掲げたわけございまして、この中身は、この冊子を読みますと、それなりの中身はわかります。

しかしながら、きょうはあえて企画部長のほうから、この四つの基本目標の具体的な中身をどういう事業かというようなことも含めて御答弁をいただいて、そしてその基本目標の中身が国の交付金の対象となるべく条件、いわゆる広域性があるか、そして先を見据えた先駆性があるか、そして官民の協働性があるか、そういった条件を満たした中身になっ

ておるのかどうか。

それともう一つ、補助金の対象となるべく条件があるわけですが、この条件は、国の各省庁から各自治体に条件を出されてきてございます。その条件を満たした、この紀の川市の基本目標の中身が条件を満たしたものになっておるのかどうかですね、この点を御答弁いただきたい。

わかりやすく言えば、この冊子、これを国に出してあるわけですが、これを出しておくことで、交付金であり、補助金の事業認定を受けられるのかどうか、その点について御答弁をいただきたいと思います。1回目の質問です。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 川原議員の御質問にお答えいたします。

国は、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるべく「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、人口の現状と将来の方向を提示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、これを実現するための具体的な施策を提示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しております。

紀の川市におきましても、国の総合戦略に基づき、第1次長期総合計画の将来像である「いきいきと力をあわせたまちづくり 夢あふれる 紀の川市」の実現に向けて、合致する施策を重点的・補完的に推進し、人口減少を抑制し、地域活力を維持する持続可能なまちの実現に向けて、4つの基本目標からなる、紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年12月に策定しております。

基本目標につきましては、一つ目として、「地域資源を生かした魅力あるまち」、二つ目として、「魅力ある仕事・職場のあるまち」、三つ目として、「若い世代から選ばれるまち」、四つ目として、「安全・安心で暮らし続けたいまち」を定め、その基本目標ごとに基本的方向を定め、具体的施策をまとめております。

次に、総合戦略に掲載しております施策の取り組み状況でございますが、平成28年度当初予算に計上しております事業としまして、基本目標の一つである「地域資源を生かした魅力あるまち」では、観光資源を利用したシティプロモーションを推進する事業を含め13事業、「魅力ある仕事・職場のあるまち」では、農作物の高付加価値化と販売を推進する事業を含め11事業、「若い世代から選ばれるまち」では、医療費助成の制度を拡充する事業を含め20事業、「安全・安心で暮らし続けたいまち」では、京奈和関空連絡道路の整備を促進する事業を含め13事業の計57事業を計上しております。

国は、地方の総合戦略を推進するために、交付金等の財政支援を行うようになっておりますが、ただ単に「市の総合戦略」を策定したからといって、全ての事業が国の交付金や補助金の認定を受けられるものではありません。国はこれまでに、「総合戦略」に位置づけられた事業に対する交付金として、平成26年度に「地方創生先行型交付金」、また、平成27年度補正予算で「地方創生加速化交付金」、平成28年度に「地方創生新型交付

金」を創設し、地方創生事業の推進を図っているところでございます。

「地方創生先行型交付金」につきましては、地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関する優良施策等の実施に対し国が支援するもので、平成27年度に「地方版総合戦略等策定事業」、「保育所保育環境充実事業」、「観光プロモーション強化事業」等を実施したところでございます。

次に、平成27年度補正予算での「地方創生加速化交付金」につきましては、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として創設され、地方版総合戦略に基づく市の取り組みについて、先駆性を高めレベルアップする事業が対象となっており、1次募集で、紀の川市・岩出市・和歌山県において該当地域へ訪れるサイクリストを対象にした連携事業として、「紀の川エリアおもてなし観光サイクリング推進事業」を申請し、採択をいただいているところでございますが、市の単独事業についても総合戦略を推進するために、交付金の申請を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（質問席） ただいま企画部長のほうから御答弁をいただきました。

紀の川市の総合戦略を推進していく上での全ての事業、これは国の交付金であり、補助金の全てが対象になるわけではないという答弁であったと思うんですが、それじゃ、これから紀の川市の総合戦略を形にしていかなんわけですけども、この財源確保についてどのような対策を講じていくのか、この点の御答弁をいただきたいと思うんですが、今回の総合戦略に対する国の交付金であり補助金は、全国各自治体から申請が上がってくるわけなんです。そういうことですから、当然取り合いになると思う。

紀の川市の中で、今、部長が答弁いただいて、57の事業を考えてあるという話、その中でも申請を普通に国に対して流すだけで事業認定を受けられるものもあるかもわからない。しかしながら、非常のそのハードルの高い、ただ通り一遍の申請書を国へ出すだけでは、なかなか事業認定をしてもらえない非常にハードルの高い事業があるだろうと。

だから、いかに紀の川市の事業に対する総合戦略を形にするための基本目標を形にしたい、したいんだと、この事業はどうしてもやりたいんだと、そういう熱意とやる気ですね、それをその国にわかっていただくべく申請のやり方、そして申請を出すだけではなしに、足を国へ運んで直談判しながら、その訴えをしっかりといただくぐらいの気持ちがなければ、なかなか通り一遍の申請書出してあるからというだけでは、お金にならない、このように思っていますので。

それと、通り一遍の形ではできないときには、中村市長の政治力ですね、この中村市長の政治力もしっかり生かしていただいて、取るべきお金はしっかり取っていただくというその姿勢を貫いていただきたいと思うわけでございます。

そういう意味で、この二つ目の答弁は、そのやる気、執行部のやる気、それを前へ出し

た答弁をいただきたいと、このように思います。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 再質問にお答えいたします。

財源の確保に向けての取り組み状況でございますが、現在、地方創生加速化交付金の二次募集での採択に向けまして、事前に内閣府に出向き、直接担当者と協議を行い、その後、電話で協議を重ねているところでございます。

事業内容につきましては、「総合戦略」の基本目標である地域資源を生かした魅力あるまちの実現に向けて、「近畿大学生物理工学部との連携」を軸にし、近畿大学が東京・大阪で経営する店舗へ紀の川市産のフルーツを売り込み、大消費圏での認知度の向上を狙い、また消費者の感性を把握するための調査を行い、さらに航空会社に委託し、国外市場へ農産物の輸出拡大をさらに高めるための基礎調査など、「紀の川ブランド力の向上」を目指した事業でございます。なお、必要な事業費を盛り込んだ一般会計補正予算を、今定例会に提案させていただいているところでございます。

また、平成28年度における「地方創生新型交付金」の対象となる事業につきましては、官民協働、地域間連携、政策間連携等の先駆的な要素が含まれた事業、既存事業の問題点を見出し打開する事業、地方創生の深化の裾野を広げる事業となっており、非常にハードルが高く設定されている状況ですが、「総合戦略」に明記した関連事業をうまく組み合わせ、いろいろな要素を盛り込み、「地方創生新型交付金」対象の事業を構築し、交付金の獲得に向けて努力してまいります。

総合戦略に明記した事業を推進することで、「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に基づく将来にわたっての年齢構成のバランスを維持し、活力を維持する持続可能な「強い」紀の川市をつくることができるものと認識しておりますので、財政状況が厳しい中、事業を推進するに当たっては、全庁挙げて財源確保の観点から国の地方創生交付金だけでなく、各省庁の補助金も絶えず視野に入れながら、「総合戦略」の基本目標達成に向けて事業を推進してまいりたいと考えております。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ございませんか。

20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（質問席） ありがとうございます。

再々質問でございますが、中村市長にお尋ねをいたしたいと思います。

東日本大震災の折に、あの大変な津波が一気に太平洋沿岸の町並みを飲み込んでいくあの状況を全国民がテレビ放映で見たわけですが、そのときの大変な恐怖と震撼させられた部分がございました。今も脳裏に焼きついたものが消えないわけでございますが。

それから以後、東海・東南海・南海地震、いわゆる南海トラフのこの問題が、非常に各方面から浮上してきて、そしてこの三つの地震帯が連動した場合には、東日本震災より大きな地震になり、津波が押し寄せるんじゃないかというような話が非常に各方面から流れ

るわけですが、5月25日の夕方6時のNHKのニュースで、国が毎年この三つの海底のプレートですね、プレートの動き、陸から入っていつているプレートと海の底から、陸からのプレートの下へ入り込んでいつているプレート、これがどンドンどンドン入っていきますと、押し込んでいくわけですが、これがぱんとはね上がったときには、地震が起こり、津波が起こるといふ、その調査はずっと国はやっていたみたいです。初めて私、わかったんですが、5月25日のニュースで、船からロープで海底の探査機みたいなものを下へずっとおろして、そして何カ月とかけて海底のプレートの動きを調査をしている、それはこの5月25日にテレビ放映で報告をしてございましたが、国が思っていたはるかに、この海からのプレートが陸のプレートを押し込んでいると、ここに大きなひずみができてきていると。

これが、国が思っていたよりかはるかに近い時期に地震が起こるんじゃないかといううな話を報告してるんですと、それを私、偶然テレビかけたら見ておったんですが。ああいうNHKですから全国ネットで流すわけですが、それを聞いた東海、また近畿圏、和歌山県が特に太平洋に面した分が多いわけですが、そこに住まわれている住民の方が大勢おられるわけですが、そして今、四国の前まで南海地震のプレートが四国沖まで延びているわけです。

その四国の太平洋岸に住まわれている方々も一緒でございますが、非常にああいうニュースを見ますと、危険を感じて怖い思いをしているんですが、機会があればできるだけ安全なところに住居を転居したいという思いを常に持っておられる皆さん方が非常に多くなってきているんじゃないかなと、こういう思いがするわけですが、こういった方々が転居したいという、そういう方々が紀の川市として受け入れ体制をしくと。

いわゆる、それとUターン・Iターン・Jターン、いわゆる紀の川市へもう一度戻って、そこで余生を暮らしたいというような方々ですね、そういった方々のためにも、それと若い世帯が紀の川市から転出していくのを、これも抑止せないかん。逆に、若い世帯が紀の川市へ転入してきてくれることを促進をしていきたいと。誰も、我々はそういう思いが常にあるわけですが、でき得れば、この紀の川市の開発できる部分からしっかり開発をして、そういった方々の受け入れ体制というものをしいていく必要があるんじゃないかと。それが、ひいては今回の総合の中に人口減少問題があるわけですが、それを人口減っていくのをとめて、そして人口増につなげていくという、この方向に向けての政策として、開発という、できるところから開発をしていくという、しっかり取り組むという、このことが非常に必要になってくるんじゃないかなと。

それと、一番考えないといけないのが、大消費地の大阪府に隣接をして、紀の川市、そして京奈和高速が通りました。そして、紀の川インターから関空に向けての直接道路も、市長初めおのおの方々の御尽力で、いい方向に少しずつではありますけれども進んでおると、こういう状況下において、さらにまた市の担当部局に聞いたらくわかることですが、非常に発展的要素を抱えたこの紀の川市であります。そういうことをしっかり頭の中

に入れて、人口減っていくのをしっかりと食いとめる、そういうことが絶対これからやっていかならんことになるだろうと、こないと思うわけですが。

ただ、一つ残念なことに、先ほどから森田君が農業の話もされてございまして、逆らうようになるわけではあると思うんですが、その農地が非常にこの紀の川市には多いと、これが国のつくった農地法、これの規制、和歌山県の農地に対する縛り、これが紀の川市のこれから発展的方向に向けて進めていく中で、非常に阻害要因になってくるのではないかなと、私は個人的にはそない思います。

ちょっと外れますが、和歌山県が一つの方向性を決めて、和歌山県内の30の自治体にそれを押しつけてくると、仮にこういう方向とった場合に大変なことになってくると思う。今、30の自治体、和歌山県の30の自治体の首長さんらは、この総合戦略に向けて、しっかり取り組んでいこうとしているんだと思うんです。そして、自分の地域のよさ、特性であり、課題というものがしっかりわかってきている、一番わかってきている。そんな方々が、これから総合戦略交えて発展的方向に持っていこうとする首長さんらの話は、県もしっかり聞く必要があるだろうと。そして、首長さんのその方向に向けて、県もしっかり後押しをするということ。そして、自治体がいい方向に向いていけば、30の自治体がいい方向に向いた場合には、県も全体が、県もよくなる。そういう一つの考え方を持っていたきたいなと、この間、県会のあれを見ていてそう思ったんですが。

そこで、この農地法の規制、県の農地に対する縛り、これの規制緩和に向けて、中村市長の政治力をもって強いメッセージを発信していただけないものかなと、このように私思うわけですが、そのことに関しての市長の見解というものをお聞かせいただきたいなと。

あともう一つは、紀の川市の中に中村市長の特別指定区域というものを設けて、そしてそこをしっかりと開発していくという、こういう方向がとれないもんかなと、これも自分なりにいろいろと思うわけですが、そのことに関して市長はどのようなお考え、私がこういう話をした場合にどのようなお考えを持たれておるか、その点についてもひとつ御答弁をいただきたいと。

最後になりますけども、今回の総合戦略を形にするのには、基本目標を形になるのには、市民全体、あるいはまた職員全体、議会全員、そういう中でしっかり総力戦で頑張っているかなあかん部分だろうと、このように思うわけですが、その総指揮官として中村市長の決意、決断、やる気、こういった一つの市長の考え方をお聞かせいただきたいと。それをお聞きして、私の質問、終わりたいと思います。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 川原議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

幅広い御質問の中で、将来の紀の川市ということに結論はなろうかと思うんですが、今、国が取り上げております地方創生について力いっぱい頑張れと、リーダーシップを発揮し

て頑張れということ。それと、その紀の川市を進めていく上では、開発もできる特区などを考えてはどうかという問題、また、上之郷への道の問題、いろいろあろうと思います。

合併後10年間、神戸の震災、また東北の震災等、また集中豪雨による非情な災害等も発生する中で、まず紀の川市を安全・安心な紀の川市にしていかなきゃならないということ、で10年間頑張って、皆さん方とともに頑張ってきたつもりであります。

そんな中、これから「紀の川市を合併してよかったな」と、子や孫の代に言ってもらえる紀の川市にしていかなきゃならない我々責任があるわけでありまして、これからの紀の川市、全国的に人口減少、これは避けて通れない今の現状であります。

東京の例を川原議員、例に挙げて、保育所不足等々の問題もされておりました。バブルの状況のときには、紀の川市、旧町時代でありましたが、非常に人口もふえて、特に私の貴志川町なんかはふえて、保育所や小学校が足りないというような状況もあったわけあります。今それが、もう三代にわたっての時代が変わって、学校が統合、保育所が統合というようなことになってきているわけで、これでは今の子どもたちが大きくなるころには東京はどうなるのかなと思うわけで、これはよそのことですから、我々どうするこうするということはありませんが、紀の川市でも合併以前、今から30～40年前にはそういう状況があったわけで、それがこのような現状の中で人口ができるだけ減らないように、若者が帰ってこれるような紀の川市をつくっていくのは何が必要かということでありまして。

これは、一口そう言っても、対応としては非常に難しい問題でありますし、多くの遊休農地、農地をまた保有するこの紀の川市、私は森田議員にも申し上げましたが、農地はやっぱり圃場整備、そして道路をつける、これが地域の発展につながる紀の川市にとっては大きな要素になるんじゃないかと、まず思っています。

そんな中で、特区の問題も、30ヘクタール、40ヘクタール圃場整備をする、その中の一部に特区として住宅も建てられるようなところも設定すると、どことは言いませんよ、うかうかそんなどこって言うたら怒られてほり出されますから言いませんが。みんなが認めてもらえるような、また議会で、地域で納得の得られるそういうやり方を考えていく必要があるんじゃないかなと、まずそう思っています。

それと、先ほど政治力を生かして、紀の川市は将来そんなよそに負けやんようなど、そういうことは向こう意気のいい私ですし、議会のバックアップもみんなが一緒になって応援してくれている、市民の皆さん方も応援してくれている中で、他市他町には負けなだけのPR、営業をしていくことは頑張っていきたいと、そう思っておりますので、今後とも応援をいただいて、小さい予算であれ大きい予算であれ、頑張っただけで獲得してくることに頑張りたいと、そう思っております。

幅広い質問であって、何を申し上げていいのかわからんともありますが、今後の地方創生については、みんなと一緒に考えて、そして少しでも若者が帰ってきてもらえる紀の川市をつくっていく、これからだと思えます。そういうことで、みんなと一緒に頑張っていきたいと、そう思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（竹村広明君） 以上で、川原一泰君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時53分）

（再開 午前11時11分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（竹村広明君） 次に、3番 船木孝明君の一般質問を許可いたします。

船木孝明君。

はじめに、紀の川市における地震対策についての質問をどうぞ。

○3番（船木孝明君）（質問席） ただいま議長の許可を得ましたので、地震対策ということで質問させていただきます。

私、今回の質問に当たり、同僚の太田議員と先週の月・火と二日間にわたり、熊本の被災地へ被害の実情を見てまいりました。まだ先進的な熊本空港も、トイレがまた使えない状態でした。熊本県は、過去には非常に地震がなく、県民はもとより行政も無関心で地震対策はほとんどしていなかったということです。逆に、県の企業誘致のPRに、「地震のない安全な熊本」と宣伝して、ソニーとか大手のたくさん企業で呼んでおります。また、去年は、南海地震の西日本の対策本部ということで、内閣府から指名をいただき、今年度から予算をいただくようになっていたということです。今回の地震には、そういうことで県の行政機関も地域住民も、すごいショックを受けています。

私たち和歌山県の紀の川市も、対岸の火事とは言えず、太平洋には過去強大な被害をもたらした南海・東南海トラフの断層があり、また県北部の紀の川市には中央構造線根来断層の強力な断層も通っていて、過去には100年から150年周期で繰り返し、強大な被害をもたらし、多数の犠牲者を出してきました。そうした昭和南海地震から70年余り経過した現実で、多くの地震研究者たちが、30年以内にはマグニチュード8からマグニチュード9の地震が発生する確立は、太平洋側で大体70～80%、いつ起こっても不思議でないと最近のテレビ・新聞でいつも発表しております。

そこで、質問です。

まず、第1に、平成7年1月17日に、あの強大な阪神・淡路大震災で、建築倒壊で6,400人が圧迫死の犠牲になり、当時の建設省、今の国交省ですけど、この地震のとき、建築の倒壊死を防ぐため、「耐震改修促進法」が施行されました。その内容と現在の利用状況、また非常に注目されている地震のとき圧迫されないシェルター、ベッドのシェルター、家庭シェルター、こうした非常に注目されておりますが、こうした予算措置など、今後の取り組み状況を質問します。

続いて、第2に、福祉避難所の取り組みですが、先日の熊本地震でも、非常に体の自由

でない支援を要する人、震災後エコノミー症候群で、せっかく助かったのに熊本地震では約20人が最近までに亡くなっております。この福祉避難所については、内閣府が災害対策基本法の避難所の指定基準の一つとして、いろいろとガイドラインを設けて、また地方公共団体が独自のガイドラインやマニュアルを策定することを発しております。海岸線では、大きな津波の予防、また山間部においては山崩れ、ダムの決壊等で、地方における細かいガイドラインが要求されております。

そうした中で、私たちの健常者以外の非常に一人で歩めないという人について、今後ますます懸念されていきますが、熊本市におきましては、トレーラーハウスやキャンピングカーが利用され、関係市から非常に喜ばれて、早急にふやす計画を現在もしているそうです。こうした自動車キャンピングカーの方々と契約が難しいと思うんですけども、進めていってはどうですか思います。

また、紀の川市においても、約30%の人が、2万人ぐらいの人が高齢化になっております。さらに障害者、乳幼児、妊産婦等の生活支援者、人工透析の患者など、地震に対する取り組みや今後の福祉避難所の計画はどうか、あわせて質問します。

次に、実際に地震が起こってからの取り組みですけども、予想では南海地震の震度8以上になると、30%の人が避難生活になり、その避難場所や仮設住宅の取り組み、また200～250万トンの災害瓦れきの集積場所と、過去の震災の瓦れきを完全に処分するには2年から3年かかっております。そうした場所とそういう処分の計画についてもお尋ねいたします。

次に、政府の今、言われている地震調査委員会では、熊本のことが非常に報道されていきますが、先ほども申しましたが、今後30年以内に60～80%と公表していますが、私たちも南海・東南海・東海の海上での三つの大きな断層、また陸上での根来断層、中央構造線断層、このようなことがいつ起こってもおかしくないのが現実。そうした中で、市民が大部分、このような状態を知らない、余り無関心です。熊本のように、全然関係ない、地震が他県のことだと、そういう気持ちを持っている。こうしたことを市民にどう周知していくのかも、あわせてこの4点を質問申し上げます。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 船木議員の質問でございますが、私のほうから木造住宅の耐震化について、内容と取り組み状況について御答弁を申し上げます。

平成7年の阪神・淡路大震災を契機として、建築物の耐震改修の促進に関する法律が、同年12月に施行され、平成16年には地震による住宅の倒壊を防止し、住民の生命・財産を守るための住宅耐震化促進事業が制度化されてございます。

この事業は、耐震性が低いとされる昭和56年5月31日以前に建築された、床面積200平方メートル以下の木造住宅を対象に無料診断を行い、倒壊の危険性があると診断された住宅について、耐震工事を実施する場合に補助金を交付するものでございます。なお、

現在では非木造の住宅も補助対象となつてございます。

本市での取り組みでございますが、事業の対象となる木造住宅は約6,700戸で、平成16年度から平成27年度までの12年間の耐震診断件数は776件でございます。そのうち、補助金を活用した耐震改修工事件数は44件でございました。

耐震診断件数に対して耐震改修工事件数が少ない要因は、改修費用が高額という一言に尽きると考えてございます。そのような現状の中で、平成27年度から低額で家屋や家具の倒壊から人的被害を防ぐ耐震ベッド及び耐震シェルターの補助制度が追加されてございます。

本市では、市民の方々に住宅の耐震に関心を持っていただくために、イベント等の会場内にブースを設け、和歌山県や建築士協会とも連携しながら耐震診断や補強工事の普及・啓発に努めているところでございます。

○議長（竹村広明君） 保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇） 続きまして、紀の川市における福祉避難所の取り組みの現状について、答弁申し上げます。

紀の川市における福祉避難所については、「災害時等に要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書」に基づき、避難所としての協力を要請することによって福祉避難所として確保することとしております。

現在、紀の川市では15施設、岩出市の施設で1施設、合わせて16の老人福祉、障害福祉及び医療・福祉関係施設の協力をいただいております、それぞれの施設の規模により受け入れ可能人員は違いますが、市からの要請に対しては、高齢者や障害のある方等、災害時の弱者をできる限り受け入れていただくようになっております。

また、医療面のことも申されておりましたけども、人工透析については、透析患者がかかりつけ医療機関にメールの登録をし、災害時に情報を受け取る「和歌山透析安心メール」が運用されています。

さらに、医療全般におきましては、「広域災害救急医療情報システム」が、広域災害バックアップセンターで運用されており、災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療にかかわる情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切な医療・救護にかかわる各種情報を集約・提供することができるようになっているとのことでございます。

いずれにしましても、医療行為を伴うケースについては、各医療機関の医療ネットワーク等により受け入れが迅速に行われるよう、県等の指導もいただきながら取り組んでまいります。

次に、議員が御提案の障害者や高齢者、妊産婦などを要援護を必要とする方への福祉避難所確保の手段として、車でけん引して完成した住居を移動設置する、いわゆるトレーラーハウスの活用につきましては、今回の熊本での震災においても有効に活用されたということです。紀の川市としても一般の避難所としても利用可能なことから、今後の備えとしてレンタルや契約等、そういう利用できる面の研究を参考としてやっていきたいと思

います。

また、今後、想定されている大規模な地震に備え、できるだけ多くの協力事業所が必要なことからも、さらに受け入れ事業所数をふやせるよう取り組んでまいります。

以上、答弁でございます。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（登壇） 舩木議員より御質問いただきました紀の川市における災害発生時等における避難所と震災瓦れきの集積場所等の受け入れ体制の計画等につきまして、危機管理部からお答えさせていただきます。

まず、避難所につきましては、平成23年改正以前の指定避難所は、危険が予想される箇所に建築されている施設や、新耐震基準に満たない施設を避難所と指定していましたが、平成23年7月に既存の指定避難所の現状を調査・見直しを行いまして、より安全性の高い公共施設を中心に、市内50カ所の施設を避難所に指定してございます。そのうち、山間部などは避難所までの距離や交通手段を考慮いたしまして、地区集会所や民間施設にも御協力をいただきまして指定避難所と定めてございます。

避難場所等につきましては、昨年全戸に配布させていただいてございます市のハザードマップ等へ掲載してございますので、また御確認いただきたいと思います。

また、この避難所の運営につきましては、大規模災害発生時には行政機関が混雑化するおそれがありますので、まず地域の自主防災組織等や地域住民の皆様方に、発生当初の避難所管理運営に御協力いただく必要があると考えてございます。

その後、災害の現状や職員の動向状況等、速やかに行政体制を確立いたしまして、避難所への職員派遣や避難施設の安全確認、また避難者数の状況確認等を行いまして、地域の皆様方と避難所管理運営に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、震災瓦れきの集積場所等の受け入れ体制につきましては、大規模な災害が発生した場合の震災瓦れきの処理等は、長期の期間を有するものと予想されますが、災害廃棄物を迅速に処理することは、被災地域の早期復旧・復興のために大変重要と考えられます。

本市の受け入れ体制につきましては、災害発生時の受け入れ可能な場所の現状や安全確認を速やかに行いまして、市内公共施設のグラウンド、また体育施設等の敷地を中心に瓦れきの集積場所と予定してございます。また、災害協定で締結をしている市内の各企業様の資材置き場等も候補として御協力いただく予定でございます。

それから、県の災害廃棄物処理計画に基づき指導を受けるとともに、瓦れき処理につきましては、関係部局や近隣の市町村の連携調整に努めてまいりたいと考えてございます。

次の紀の川市における断層、特に活断層の診断と市民への周知についての御質問でございますが、和歌山県内には国内最長級の活断層「中央構造線断層帯」の一部があるとともに、紀の川市内や付近にも根来断層・桜池断層をはじめ、複数の断層が存在してございます。

この断層の状況や影響につきまして、市民の皆様方への周知等は国や関係機関による調

査・分析、また有識者の研究結果等をもとに、市の防災訓練や地域自主防災組織の研修・訓練等を通じまして対策や周知等に努めてまいりたいと思いますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

3番 船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） 想定という質問ですので、何がどのぐらいというのは、まだ具体的にわかりません。ひとつどのような状態になってもという心構えで、やはり住民も自分の命は自分で守るということで、今後とも市のほうからもよろしく取り組みのほどをお願いしておきます。

先ほどの木造の耐震工事ですけども、これは補助金を国からいただいて、診断は無料ですけども。

今回の熊本地震で補助金をもらって、震度6から8でも倒れないという検査のものの家がどんどん倒れているということで、一応いろいろ地盤沈下等の問題あるけども、建築の工事自体には問題がなかったかと、今、非常にいろいろと言われているんですが、これも一つの要因ではないかと思うので、補助金をもらっての耐震工事が完了した後は、主に筋交い、また基礎の金具の取り付け、また天井の落下防止が主になってくると思いますけども、完成当時は、もう既に隠れて写真だけしか検査できないので、随時その都度その都度成り行き検査というものを今までどのようにされていたのか。また、今後、管理監督、市の行政の管理のほうもどうか、お尋ねします。

また、現地行ってきて一番感じたのは、やはり木造住宅の2階建ての家がほとんど倒壊していいほど倒壊していました。これは、阪神・淡路でも重たい屋根の木造が何とかならんのかということで、軽い鉄製の鋼製屋根に改修したときの補助金、これは一体対象と、免責対象となるんですか。その点をお聞きいたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（自席） 熊本地震では、耐震改修済みの家屋が倒壊したケースもあるようでございます。

原因といたしましては、耐震の指標について補助対象となる一般補強型では、評点が1.0以上は一応倒壊しないということになってございますが、対象となる震度は6強から7程度ということでございまして、熊本ではそれ以上の震度であった可能性も否定できません。また、避難重視型では、評点が0.7以上となっておりまして、震災時に避難する時間を稼ぐことや全壊を防ぐといった改修もあった可能性がございます。この件につきましては、今後の検証や評価及び対応等を見守ってまいりたいと思います。

また、設計監理や完了検査立ち合いの件でございまして、設計内容は建築士協会の審査を受けており、工事は建築士による。監理は任意でございまして、完成検査につきまして

は、工事検査に基づきまして、現場にて職員が施工業者立ち会いのもと、完成確認を行っているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

また、震災時に倒壊被害が多い日本家屋で、屋根に土を載せた瓦屋根の軽量化改修に対する補助金を交付できないかという御質問でございますが、現在のところ、瓦屋根の改修に限った補助金はございませんが、耐震診断の結果で屋根の軽量化もあわせて必要と判断された場合は、改修工事に対する補助が対象となっております。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 再々質問は、ありませんか。

〔船木議員「はい」という〕

○議長（竹村広明君） 次に、土地利用方針策定事業についての質問をどうぞ。

○3番（船木孝明君）（質問席） 2個目の土地利用方針の事業についての質問です。

この質問については、恐縮ですが、同僚議員の質問と類似することがございますので、よろしく御答弁願います。

現在、紀の川市は、少子高齢化により人口減少が非常に進んでおり、さらに後継者不足による専業農家が一段と減少し、市街化調整区域内でも耕作不能地が多くなってきました。そうした現状を踏まえ、土地の有効利用としての優良農地の確保と用途変更で良好な都市環境をつくるため、土地利用計画の見直しと将来に向けての計画の取り組みが必要ではないかと思えます。

そこで、質問です。これは、建築基準法の42条の2項のセットバックについてですが、将来地域が開発され、4メートル道路がつくるという想定で、2メートルの道ですと1メートル、片方に水路があったら2メートルがセットバックとしてバックせんなんという法律でございますが、せっかく将来期待した4メートル道路がなかなか農地の規制などで、そこがもう草が生えて非常に利用がされていない。また、これが自分の土地なのに、建物も車庫も何もできないし、雑草の整理もできない、してくれない。そこで、また問題は、子どもたちがけがをしたり、交通事故の起こった責任は、やはりこれも地主が責任があるんですか、またこの土地に対する固定資産税についてはどうですか。質問します。

次に、平成27年度から取り組んでおられる紀の川市の土地利用方針策定事業について。

これは、全国市町村では、既にいろいろと土地利用ということで、農地を宅地化している市町村もふえていて聞いていますが、この紀の川市の現在の事業の経過と今後の策定計画について、御質問いたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 上山和彦君。

○総務部長（上山和彦君）（登壇） それでは、船木議員の土地利用方針策定事業についての御質問で、1点目のセットバックが必要な場合の固定資産税の取り扱いについて、お答えいたします。

議員もおっしゃっていましたが建築基準法第42条第2項に規定されてございます4メー

トル未満の道路、通称「2項道路」または「みなし道路」に面した土地に新たに家を建てる、または建てかえの場合、建築基準法により4メートルの道路幅員を確保するためセットバック義務が生じることになり、当該土地所有者にとっては、セットバックした部分であっても当該土地所有者の敷地面積に算入されることや、無断駐車等で事故が起こった場合は所有者の責任、あくまで私有地なので、ごみの管理なども所有者負担等、納得がいかないところは拭えないところがございます。

しかしながら、土地の固定資産税につきましては、原則は登記地目をもととしますが、固定資産評価基準に基づきまして、当該土地の現況及び利用目的に重点を置きまして、土地の地目認定をするものとしてございます。毎年1月1日現在の現況により課税を行っているところでございまして、原則として、「公共の用に供する道路」とは、道路法等にいう道路をいうところでございますが、例えば、セットバックした部分の土地が、その現況が一般の利用について何ら制約を設けず、また広く不特定多数人の利用に供するものと認められるものは、登記地目が宅地であっても「公共の用に供する道路」として、地方税法第348条第2項第5号の規定により、非課税扱いになります。

ただ、所有者の所有物件となり、所有者の利用用途と密接な関係がありますので、あくまで申し出によることとなりますが、現況を調査し、現に公衆用道路と認められる場合は、課税分割をして非課税として取り扱いをしてございます。

ただ、セットバックしていても、現況が個人の利用であって「公共の用に供する道路」となっていなければ、宅地のままで課税となります。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 次に、土地利用方針策定事業の経過と今後の予定について、御答弁申し上げます。

本市では、平野部一帯に住宅や商業施設・工業施設などが混在し、現在の都市計画上の土地利用の規制・誘導だけでは適切な運用ができない状況にございます。このことから、他分野の土地利用制限との調整を図りつつ、集約型都市構造の確立を目指し、計画的な都市基盤の整備を推進するため、建築物の用途・規模・形態などの規制や誘導を通じて都市計画区域内の方向づけを行い、用途地域等の指定に向けた検討を行うことを目的として、土地利用方針策定事業に取り組んでございます。

まず、事業の経過でございますが、平成27年度では土地利用に関する基本条件の整理、土地利用規制誘導方針、指定範囲及び規制案の作成等、土地利用における関連計画等を総合的に整理し、関係各課・機関と協議を行ってございます。また、平成28年度は、用途地域及び特定用途地域について指定範囲や内容の検討、不適格建築物の調査、用途地域による特定用途地域の素案作成等を行ってまいります。

次に、次年度以降の予定でございますが、土地利用方針策定事業の成果をもとに、関係機関と十分な協議・調整を重ね、調整が整えば住民説明会等についても検討してまいりた

いと考えてございます。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

3番 船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） 今、土地利用策定事業について、まだこれからということで、やはりこれも住民のパブリックコメント、アンケートがより必要でないかと思えますので、よろしくお願いします。

続きまして、これも先日のJAのアンケート調査では、就農年齢は平均70歳、後継者がいない農家では75%の農家が、紀の川市の人口もだんだんと減少していくのが明らかであります。

また、先ほどの同僚議員の質問にもありましたけども、紀の川市の人口ビジョン、このままでは2060年には3万4,000人、今のざっと半分になります。それを何とかして4万5,000人確保するために、これ2060年ですけども、4万5,000人という目標で確保するということが計画を立てておりますけども。

そういったことで、転出をとめて転入、また若い人が家を建てて結婚し、住みやすい市にしていくために用途変更、また今後の農地の規制を緩和していく考えについてはどうかと、再度質問させていただきます。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（自席） 農地に関する規制緩和の御質問でございますが、都市計画の見地から申し上げますと、人口対策を含め、住みよいまちづくりを推進するために用途地域指定を検討してございますが、農地も含めた区域も検討の対象でございます。その場合は、農業関係部局等とも十分な協議・調整を重ねながら適正な判断をまいりたいと考えてございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（竹村広明君） 農業委員会事務局長 中野朋哉君。

○農業委員会事務局長（中野朋哉君）（自席） それでは、ただいまの船木議員の今後の農地の規制緩和についてという御質問にお答えいたします。

農地に対する規制の中で、農業委員会が所管しております農地転用許可制度ですが、農地転用許可基準は、農地法や同法の施行規則等により定められておりますので、事務局といたしましては、現行法令の中、定めの中で許可権者である県と十分協議を行い、適正に事務を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

3番 船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） 非常に国の政策ということで、違反したら罰則にもなるということで難しいことですけども、今後進めていってほしいと思います。

再々質問、最後に、市長に質問です。

平成27年の9月議会で、市として少子化対策はこれからも大きな問題として取り組んでいきたい。その中で、分譲地をたくさんつくって、新しい人を来てもらう住宅政策をお願いしたいとの答弁をされましたが、先ほど来の質問に加えて、市長としてのこれからの土地利用計画等を御質問いたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 船木議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

御質問の土地の規制緩和に関する質問であります。農業振興地域の整備に関する法律や農地法において市が規制緩和を行うことは、法令遵守の観点から困難であると考えております。

市としては、先ほど担当部長が申しあげましたように、用途地域指定を検討する中で、農地を含んだ区域指定も視野に入れながら、将来のまちづくりを考えていけたらと考えてございます。

ただし、用途地域指定には、個人の財産に規制等がかかることや資産価値が上昇することなどから、さまざまな意見があろうかと思われますので、今後、慎重かつ適正な判断をしてみたいと、そう考えてございます。

○議長（竹村広明君） 以上で、船木孝明君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時51分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（竹村広明君） 次に、4番 中尾太久也君の一般質問を許可いたします。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 議長の許可を得ましたので、通告に従い、質問します。

質問の内容ですが、本市の公共施設を取り巻く現状と課題に対する適正化、公共施設マネジメント計画の取り組みについてです。

この公共施設マネジメント計画において、先般、「紀の川市公共施設マネジメント計画」をいただいております。この計画では、近年公共施設の老朽化や耐震化対策が全国的に大きな課題となっています。

本市においても、昭和40年代後半から50年代にかけて整備された施設を中心に、耐震化未実施の施設や既に老朽化が進行している施設が見られ、将来的にはさらに多くの公

共施設の改修や建てかえの時期を迎えることが予測されます。

他方、社会環境の変化や少子高齢化の進展等に伴い、既存の公共施設の利用需要や公共施設が担うべき役割・機能も変化しています。また、本市は、旧町時代に整備され、用途や目的が重複している公共施設も多数存在しております。将来の財政状況の見通しのもとでは、これまでと同じ水準で公共施設整備への投資を継続することは困難であり、効率的・効果的な公共施設のあり方を検討していくことが必要となっています。

本計画は、これらの公共施設を取り巻く環境の変化に対応し、これからの時代に合った公共施設のあり方を見据え、公共施設マネジメントの推進に係る基本的な考え方や取り組みの方針を明らかにすべく紀の川市公共施設マネジメント計画を策定するものです。ということで、計画期間としては、平成28年度から平成67年度までの40年間というふうな計画が立てられております。

平成26年度では、公共施設白書の作成、平成27年度では、公共施設マネジメント計画の作成、そしてこの平成28年度から実践となっております。この計画によれば、公共施設の更新等に伴う将来費用の試算が出ております。

今後、40年間で、公共建築物、一般建築物ですけれども、973億3,000万円、またインフラ資産1,190億3,000万円、合計2,163億6,000万円、年平均で公共建築物約24億3,000万円、インフラ資産約29億8,000万円で、合わせて年平均54億1,000万円が必要と見込まれております。これは、投資的経費実績と比較しても、大変大きな負担となります。このうち、公共建築物とインフラ試算の更新のうち、ほぼ98%を占める道路・橋梁及び上水道についてお聞きます。

本市が保有する主な公共建築物は、平成26年10月時点で184施設で、総延べ床面積が約26万6,000平方メートルです。この対象の中で、多くの施設が昭和40年代後半から50年代にかけて整備されたもので、耐震化未実施や既に老朽化が進行している施設が多く、将来的には改修や建てかえが必要になってきます。大規模改修等の実施時期の目安となる築30年以上の施設が、総延べ床面積の50.7%を占め、さらに10年後には63.6%に達するのが現状です。将来的には、これらの多くの公共施設が改修や建てかえの時期を迎えることが予測されます。

また、この公共施設マネジメント計画の施設分析、評価において、四つの区分にされる中で、区分1は、当面は建物を維持し、施設機能を継続する施設。区分2では、建物は維持し、運営形態の見直しや一部機能の転換により、施設機能の向上を図る施設。区分3は、現状の施設機能を継続するため、建てかえや改修、他施設への移転等により建物性能を向上を図る施設。区分4は、建物性能と施設機能の両面から、今後のあり方を重点的に見直す必要がある施設となっております。

この区分2から4については、何かの手段を講じなければならない施設となっております。特に、この区分4、建物性能と施設機能の両面から今後のあり方を重点的に見直す必要がある施設、現在閉鎖中や閉鎖予定及び休校の施設を含め、全市において38施設あり

ます。この施設については、公共施設の複合化や廃止に伴う施設の取り壊しなど、早急に取り組まなければならない施設だと思います。なぜならば、公共施設の複合化や廃止に伴う施設の取り壊しについては、平成32年度までなら合併特例債を活用し、30%の一般財源だけで済むが、平成33年以降ならば、全て一般財源で賄う必要があるからです。

次に、インフラ資産についてです。

市民生活において、安全・安心はもとより、地域経済を支える必要不可欠な重要な施設であります。道路や橋梁については、将来費用として665億7,000万円、年平均16億6,000万円、上水道については496億3,000万円、年平均12億4,000万円と試算されております。

インフラ資産の整備や維持管理などは避けて通れないものですが、本市の今後の財政状況や現在6万5,000人が40年後の推計人口が4万7,000人という人口減少など、さまざまな課題が山積されている中、どのように再編を進め、より効果的・効率的な維持管理を進め、どのような経営の健全化を図っていくのか、質問いたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 中尾議員の御質問にお答えいたします。

本市においては、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて整備された施設を中心に、耐震化未実施の施設や老朽化が進行している施設が存在し、将来的には多くの公共施設が改修や建てかえ時期を迎えることが予測されております。

このような状況の中、公共施設を取り巻く環境の変化に対応し、これからの時代に合った公共施設のあり方を見据え、総合的かつ統括的な観点で、本市が保有する公共施設の現状と課題を分析し、市民に提供する施設サービスの水準を適切に維持するため、施設保有量の見直しや計画的な保全による施設の長寿命化など、保有する公共施設を適切に維持管理し、有効活用を図るため、「紀の川市公共施設マネジメント計画」を策定いたしました。

この計画は、国が地方公共団体に策定を要請しました「公共施設等総合管理計画」と位置づけしておりますので、平成28年度から実施します火葬場やごみ焼却施設の解体工事などの施設の除却工事にも有利な合併特例債を活用できるようになります。

次に、本市の公共施設を取り巻く現状と課題につきましては、大規模改修等の実施時期の目安とされる築30年以上の施設が総延べ床面積の50.7%を占め、橋梁などインフラ資産の老朽化も急速に進展すると予想され、公共建築物の13.5%が新耐震基準に適合しない、または耐震診断未実施の建物となっております。

今後、この状態が続けば、施設の老朽化や耐震改修の不足等による安全性の低下や日常的な修繕等に係る費用の増大、大規模改修や建てかえ時期の集中が予想されます。また、人口減少や人口構成の変化により、既存の公共施設の利用需要に変化が生じることも考えられます。

今後も厳しい財政状況の中で、これまでどおり施設整備や更新費用の範囲内で、継続し

て大規模改修や建てかえを全て進めていくことは困難となることが予測され、公共施設マネジメントを推進し、中長期的に取り組み、財政計画との整合性を図りながら進めることが必要不可欠となっております。

○議長（竹村広明君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 主なインフラ資産である道路や橋梁につきましては、市民等が安全で安心して通行できるよう、点検や道路パトロール等により日々適切な維持管理に努めているところでございます。

まず、市道の維持管理でございますが、生活道路では地元要望をもとに、危険性など優先順位の高いところから順次補修工事を行い、交通量の多い幹線市道では、道路メンテナンス事業として国の交付金を活用しながら、老朽化が進む舗装や道路附属物の補修工事を計画的に行っております。

次に、橋梁につきましては、道路法改正により、平成27年度から5年ごとの近接目視による点検と国交省への報告が義務づけられたことから、全ての市道橋を対象に老朽化点検を実施し、危険度の把握に努めているところでございます。

また、橋長10メートル以上の主要な橋梁につきましては、維持管理費用の平準化及びコスト縮減を図るため、長寿命化修繕計画に基づき、順次補修工事を実施しているところでございます。

なお、これらのインフラ資産を維持するためには多額の費用が必要となりますが、今後につきましても危険度や交通量などを総合的に勘案の上、効果的・効率的な維持管理に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（竹村広明君） 水道部長 森 美憲君。

○水道部長（森 美憲君）（登壇） 中尾議員の御質問について、お答えいたします。

本市の水道事業は、人々の生活に不可欠なライフラインとして高い普及率を達成しておりますが、人口減少に伴い給水人口においても減少傾向にあり、水需要が少なくなることが予測されます。

また、上水道の施設につきましては、昭和40年から昭和50年代にかけて築造されたものが大半で、近年、上水道施設の老朽化や耐震化対策が大きな課題となっております。

本市の水道事業においては、平成19年3月に「紀の川市水道事業基本計画」を策定し、安全・安心かつ安定した給水に資するため、事業運営を推進してきたところですが、基本計画の目標年度である平成28年度を迎えるに当たり、現在、「水道事業基本計画変更策定業務」を平成29年3月策定予定で取り組んでいるところです。

この事業の方針は、現況の把握として、既存資料及び現地調査により地域と水道の概況を把握し、現状の水道事業の分析と評価を行い、現況の課題を明らかにするとともに、老朽化施設については水需要動向を踏まえて施設の統廃合を見据えた更新計画を検討し、管路については管網計算等を行い、適正水压を確保しつつ規模の適正化等を検討し、効果的・効率的な維持管理を進めていきたいと考えております。

この業務については、アセットマネジメントの視点をもって、今後の長期的な展望を見据えた施設の更新計画、管路の更新計画を策定するとともに、事業計画を実現するための料金見直し計画も検討しながら、持続可能な水道事業運営の実現を目指していきたいと考えております。

水道のインフラ整備については、全ての水道施設を更新していくには多大な費用と時間を要します。水道事業は、原則、独立採算方式で行われており、事業運営の健全化・安定性には、適正な水道料金による収入の確保が不可欠であります。

しかしながら、本市は、人口減少に伴い水道料金収入が減少しているため、老朽化した水道施設の更新を長期的視点に立った計画で策定し、最低限実施すべき事業の選択や水道利用者であるとともに負担者である市民の理解・協力を図り、取り組むたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありますか。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 再質問いたします。

ただいまの答弁を聞いていますと、公共施設はもとよりインフラ資産に係る整備など、厳しい状況がわかりました。この厳しい財政状況の中、施設ごとの評価結果で個別に廃止や地元移管、または長寿命化の判断を進めていかななくてはならないのではないのでしょうか。

この公共施設における一般建築物である庁舎等、官公署、集会施設・文化施設・図書館・社会教育施設、小学校・中学校、その他教育施設として学校教育施設、保育所・学童保育施設・児童館としての子育て支援施設、保健施設・福祉施設・診療所など保健福祉・医療施設、スポーツ施設・レクリエーション施設としてのスポーツレクリエーション施設、産業施設、そしてまた公営住宅という一般建築物がございます。

こういうふうに数多くの施設が対象となっておる計画でありますので、縦割りの作業ではなく、全庁的なプロジェクトチームを組織し、各施設の個別計画の策定を進め、全庁横断的な推進体制をとり、利害関係者との合意を形成し、住民や議会に対しての説明を進めていかなければならないと思いますが、そのことについてお答えをお願いいたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 再質問にお答えいたします。

本市における公共施設マネジメントの目標を「市民の財産である公共施設を将来にわたり維持可能な形で継承し、市民の安全・安心で豊かな暮らしを実現する」として、公共建築物では、原則として公共施設の新規整備は行わず、将来に必要な機能を持続しながら、施設の更新等に係る将来コストの削減・適正化を図るため、施設保有量縮減の数値目標を定め、今後40年間で35%の縮減を目指してまいります。

また、保有量の縮減を図るに当たり、さまざまな機能を有する施設を総合的に把握し、

分野横断的な連携のもと、施設の再編による保有量の最適化に取り組み、今後も保有していく施設については、将来にわたる有効活用や計画的な保全による長寿命化を図ってまいります。また、民間委託や指定管理者制度の活用を図り、地域協働等のもと公共施設の効率的・効果的な維持管理・運営に努めてまいります。

公共施設マネジメント計画を推進するには、市民をはじめとする関係者と意見交換や協議を重ね、個々の施設の基本的な方向性を整理していかなければなりません。今後、進めていく施設を抽出し、関係課と協議しながら今後も必要な施設であるか、複合化・統合化できないかを検討してまいりたいと考えております。

また、市内の推進体制につきましては、組織体制や情報の管理体制など戦略的に推進するため、「公共施設マネジメント検討委員会」を設置し、計画的保全や利用需要に応じた有効活用を図り、施設の将来再配置案、保全計画案・長寿命化計画案、個別施設の利活用案・跡地利用案について、関係部局と地域の生活を支える公共施設のよりよいあり方について協議してまいります。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ありませんか。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 再々質問をさせていただきます。

最後に、市長にお伺いいたします。

ただいまの答弁を聞いておりますと、途方もない財源が必要になり、本市を取り巻く状況も厳しくなっていくと実感いたしております。この厳しい財政状況と公共施設の将来における維持更新コストの見通しについて、生産年齢人口の減少による税収の伸び悩みや高齢化に伴う扶助費など、社会保障費の増加等の社会経済環境のもと、今後も厳しい財政状況が続くと考えられ、これまでどおりの施設整備や更新費用内で今後も継続して大規模改修や建てかえを進めていくことが困難となることが予想されます。

この公共施設に関するアンケート調査結果、これは平成27年7月に実施しているものでありますが、今ある公共施設の必要性を見直し、人口や財源に見合った数まで減らすという問いに対して、市民の方々の74.3%の方が賛成しております。

この人口についてですが、市長はいつも5町のバランスを考えながら、調和のとれた発展を考えているということでございますが、この紀の川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンによりますと、各町の分ですけれども、平成27年度で旧打田地区では1万5,478人、これが平成67年、この計画に基づく40年後ですけれども、人口目標が1万6,429人と、微々たるものでありますが、増加しております。また、旧粉河地域においては、平成27年度1万3,545人が、平成67年度においては7,304人、率にしまして46.1%の減、旧那賀地域におきましては、平成27年度で7,357人、平成67年度では3,959人、マイナス46.2%の減、桃山地域においては、平成27年度7,451人に対し、平成67年度では4,988人、マイナス33.1%の減、貴志川地域

におきましては、平成27年度2万308人に対し、平成67年では1万4,503人、マイナス28.6%の減と、こういうふうに見据えていきますと、大きなばらつきがございます。このようなばらつきがある中で、市長が言われる5町のバランスを考えていった場合、かなり均衡がとれなくなっていくのではないかと思います。その辺について、将来の世代にツケを残さないため、また責任を持つためにも、この40年計画と言わず、直ちに公共施設の複合化や廃止ということで進めていかなければならないと思います。このことについて、市長の考えをお聞かせください。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中尾議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

公共施設、マネジメント計画を立てて見直しをやっていくということで、先ほどから各部長が答弁したとおりであります。今、再々質問の中で、将来の紀の川市の人口推計等々見たときに、バランスというのは、これ各旧町の市民の人口のバランス、「貴志川多すぎるから粉河へ行けよ」、そんなわけにはいかないので、紀の川市全体としていろいろ考えていかなきゃならんと思うんですが、そんな中で、今ある公共施設、ふえるのは市民の皆さん方が苦情はないと思いますが、どこをなくして、これを残すということになりますと、市、勝手にやるわけにはなかなかいかない面もあると思います。

しかし、これを今、合併当時をずっと維持していくということは無駄でもあり、また建てかえ、補強等もやらないかんし、いろいろ難しい問題が生じてくることは間違いのないわけで、何年もたって、もう不必要やから閉めようかというのではなしに、計画的に今後進めていくことが大事ではないかなと思います。

しかし、今まで公共施設、合併当初、体育館一つにしても使用料も違う、また使用する時間帯も違う、そのほかいろいろな市の施設、時間的価格、また1日の使用量等々、いろいろ違ったわけで、それを平均していくような格好の中で、今日進めてきました。

今後は、どの施設を残し、どこを廃止しとか、いろいろと早急に考えていかならんと思います。1年や2年で、これをつぶし、ここを残すということにはなかなかかんらんと思いますが、市民の皆さん方、また議会の皆さん方にも相談をしながら、計画的に早いところ、その状況把握し、進めをしてまいりたいと、そのように思っておりますので、まず市民の皆さん方の御理解をいただく中で進めていきたいと、そう思います。

○議長（竹村広明君） 以上で、中尾太久也君の一般質問を終わります。

○議長（竹村広明君） 次に、13番 高田英亮君の一般質問を許可いたします。

13番 高田英亮君。

○13番（高田英亮君）（質問席） それでは、私も通告に従いまして、青少年（子どもたち）が安全に安心して活動できる環境づくりについて、お尋ねいたします。

まず、はじめに、交通安全の件についてお尋ねします。

教育委員会にも報告が入っていると思いますが、この4月からでも児童が交通事故に遭っています。それも横断歩道での事故です。その横断歩道は、白の表示が消えかかっています。安全のために白線、道路の区画線、横断歩道をはっきりとわかるように表示すべきと考えますが、道路、市道、県道の横断歩道や道路の区画線、白線が消えかかっているところが多く見受けられます。特に、河南地区、貴志川、桃山地区に見受けられます。この管理体制は、どうなっていますか。

県や警察にも積極的に要望すべきであると思うが、明るい元気なまちづくりのためにも、白線が消えかかっているところが多いまちは、何か暗く元気のないまちのように感じます。地元区長からの要望があれば動くというのではなく、担当課でも危ないと思うところがあれば、積極的に区長にも呼びかけ、市はもとより、県や警察、公安委員会へ働きかけをすべきであると思うが、特に子どもたちの安全を守るために、せめて通学路、横断歩道の表示をはっきりとしていただきたいと思います。お考えをお尋ねいたします。

次に、青少年、子どもたちを見守っている青少年センターの役割と活動、設置している場所について、特に設置場所については、今後の課題と答弁をいただいておりますが、その後の検討状況についてお尋ねいたします。

青少年センターも、設立してことで7年になります。設立当初、場所については、センター、名前のとおり「センター」、中央という打田方面に設置するのがよいのではないかと提言しましたが、支所で分かれて業務が行われていて、教育委員会が貴志川支所だったために教育委員会のある貴志川に設置しましたと聞かされました。当然、新庁舎が完成し、教育委員会も新庁舎に移ったときに、青少年センターも一緒に移るのだとばかり誰もが思っていました。教育委員会の人もそう思っていたのではないかと思います。

移る前の年だったか、いじめを受けた子どもが自殺するという事件が起きました。すぐさま教育委員会が、悩まずにすぐ相談をということで、「紀の川市いじめ相談ホットライン」を青少年センター内に新設しました。そのとき、紀の川市の全児童・生徒にチラシを配布し呼びかけました。そのチラシの青少年センターの電話番号の後ろに、「平成25年1月に移転予定です」と書かれています。

平成25年1月から、新庁舎で業務が開始されましたが、移転する様子もなく、平成25年の9月議会で、当時三重県で女子中学生が殺害された痛ましい事件が発生しました。紀の川市にもそんなことが起こらないように、学校、家庭、地域、行政、青少年センターがもっと強固に連携を図っていかなければならない。迅速に対処、対応できるよう教育委員会の近くでなければならぬとの質問に、当時の教育部長、今のセンター長ですが、青少年センターはできるだけ教育部から近い場所にあるほうがよいと考えている。しかしながら、青少年センターの設置には、事務室のほか複数の相談室も必要なことから、本庁及び周辺に適切な場所が見当たらず、現行の場所で業務を行っているところです。今後は、さらなる連携強化を図る意味からも、本庁周辺への移転も進めてまいりたいと考えていますが、庁舎・事務室・空き状況も見ながら、関係部署と協議していきたいと考えていると

の答弁でした。それで、今までどのような協議をされてきて、今どのようになっているのかをお尋ねいたします。

また、子ども委員会が、学校の先生も含めて178名います。その中の私も役をさせていただいていますが、教育委員会の職員も入っての会で、新庁舎ができたときにも質問をしました。適当な場所がないので、国体が終わったら何とか考えていけるのではという意見でした。昨年、国体が終わりました。でも、何の動きもありません。

ことし、3月の予算委員会においても、同僚議員が、「センターの職員の勤務体制や勤務時間帯など、旧5町に対しての振り分けは平等にいらいますか」と質問されました。また、「青少年センターは、行政と密着型になって早急に本庁舎近くに移設できるよう取り組むべきじゃないか」との質問に、「議員の意見も参考に、そういう場所がないかというのを再度確認・検討してみたいと思う」との答弁でした。多分、検討していただいていると思いますが、これの答弁は予算委員会の金岡次長の答弁です。また、答弁の中に、青少年センターが招致指導するときに、余りにも人目につくところにあったらプライバシーの問題とか風評被害が起こる場合もあることも考えて、貴志川のあの場所に設置しているのだと思わせるような答弁でした。

今、補導してセンターで招致指導するような子はほとんどいません。プライバシーの問題、あの場所でも一緒だと思います。青少年センターから、毎月議員にもいただいています青少年センターだによりによりますと、昨年、27年度の招致指導件数はゼロでした。また、相談等も学校除くと4名ぐらいだったとのこと。あの場所では、相談にも行きにくいのではないのでしょうか。本当に何もないということであれば、それにこしたことはないのですが。

ちなみに、いじめ、学校教育課の調べの中で警察に相談・通報した件数は、昨年小学校は1,078件、中学校は351件あったそうです。いじめだけでもこんなにあるのに、なぜセンターの利用がないのでしょうか。この現状、教育委員会ではどのように考えておられるのかお尋ねして、1問目の質問といたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（登壇） 高田議員、御質問の青少年が安全に安心して活動できる環境づくりについて、危機管理部より、道路の横断歩道や通行規制を伴う区画線の管理体制につきまして、御答弁申し上げます。

道路標識等の交通安全施設は、地域の皆様方が日常の生活の中で日々御利用され影響を及ぼすことがございますので、地元の区長様から設置等の要望をいただきまして、市で協議を行い、岩出警察に要望書の要望進達をいたしてございます。

岩出警察では、この提出されました要望書に基づきまして、現地での交通量等の状況調査や協議が行われまして、県公安委員会が最終決定し交通安全施設の設置、施工に至ると聞いてございます。

また、既存の横断歩道等の不明瞭な箇所につきましても同様に、地元区長様をはじめ、岩出警察や市関係部で現状調査や協議を行いまして、維持管理や補修等の要望推進に努めてまいりたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 道路区画線の管理体制について、御答弁申し上げます。

市道の区画線につきましては、外側線が大部分を占めており、摩耗等で薄くなり不明瞭な箇所があることは認識しているところでございますが、予算の都合上、補修については十分な対応ができていない状況でございます。

しかし、交通安全対策には重要な事案でございますので、今後も道路パトロールや地元要望、また通学路合同点検等により、危険箇所や交通量の多い箇所を優先的に順次補修するなど、安全性の向上に努めてまいります。

また、県道等につきましては、地元区長様から提出された要望書を県当局に進達させていただくほか、市道と同様に、通学路合同点検による計画的な補修や、道路パトロール及び道路利用者等からの通報等により、随時修繕の依頼を行ってございます。

なお、県当局では、区画線等の維持管理等につきましては、道路パトロール等により不明瞭な箇所の把握に努めており、優先順位をつけて適宜補修を行っていくと聞いてございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 現在の青少年を取り巻く状況を見ますと、少年の規範意識の低下や家庭のしつけや学校のあり方、地域社会の問題など、少年を取り巻く環境の悪化の要因が複雑に絡み合っていると考えられ、青少年に係る諸問題は社会が一体となって総合的に取り組むことが肝要であり、家庭、学校、社会、関係機関がそれぞれの役割を明確にした上で、緊密に連携しながら取り組む必要があります。

青少年センターは、地域のボランティア、関係機関・団体相互の連絡調整及び各種機関・団体が行う青少年に関するサービスについての窓口になっており、その役割と活動については、街頭の巡回、相談活動、環境浄化活動、広報啓発活動、その他の健全育成活動などで、問題のあった児童・生徒への指導や学校・保護者への指導助言と再発防止に向けての支援活動及び予防教育的な観点から、問題行動が起こる前に児童・生徒、保護者、学校からの相談に応じ、問題行動の未然防止のための相談啓発活動を行っております。

現在の青少年センターは、市域全体からすれば最も西の貴志川地区に位置しておりますが、さまざまな業務を創意工夫しながら運営をいたしております。青少年センターが、本庁やその周辺にあれば事務的な連携が容易になりますが、さまざまな情報ネットワークの構築によって、現在の青少年センターの場所であっても綿密な連携を保てる状態であると考えておりまして、市内パトロール等におきましても、各小・中学校の登下校に合わせ、万遍なくできるよう工夫し、市内全域をカバーできるよう実施いたしております。

そのような状況でございますので、現状の施設であっても問題行動等への相談や支援、青少年センターの業務そのものに支障がないものと考えております。

ただいま質問の中でございました招致件数がゼロという御質問でございますけれども、統計的にゼロでございますけれども、実際は学校に出向いて相談をするといった場面もございますので、必ずしも子どもたちが来てということだけではないということをお伝えさせていただきたいと思います。

それから、いじめ件数が非常に多いという御指摘でございますけれども、認知件数が多いイコールそれがいじめにつながるかということではなく、認知件数が多いということは、それだけアンテナが高く上がっているということを御判断いただきたいと思います。その結果、どれだけ対処できたかということが重要になってまいりますので、その点も御理解をいただきたいと思います。

青少年センターの本庁、あるいはその周辺への移転でございますけれども、センターの重要な業務である問題行動等に対する児童・生徒への相談、助言、指導等には、本人はもとより保護者や家族のプライバシーの保護にも配慮する必要があるとともに、事務室や相談室といった付随の部屋も必要となり、現時点では、市役所本庁周辺では適当な場所がないと判断いたしているところでございます。

したがって、教育委員会といたしましては、現在の場所であっても、青少年センター、学校、各関係機関、各種団体等の連携をより密にし、先ほど申しました青少年センターの主な業務をなお一層充実させていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（竹村広明君） 再質問、ありませんか。

13番 高田英亮君。

○13番（高田英亮君）（質問席） 答弁をいただきました。

今の社会、子どもを持つ親はもちろん、子どもや学校の先生もさまざまな悩みを抱えています。センターは、補導や指導、環境浄化だけを行う機関ではないと思います。青少年の健全育成や保護者の相談業務も行ってくれていますが、もっと児童や生徒や保護者が相談に訪れやすいセンターであるべきではないかと思います。

前は、悪いことをしたら補導センターへというイメージが先行していましたが、それで名称も誰でも気軽に青少年に関する相談に訪れたり、いじめや虐待への対応など、子どもの人権を守るための相談もしやすいように、名称も「補導」を取って、「青少年センター」とされたと思います。全体の市民が利用しやすいセンターでなくてはならないと思います。

やはり、青少年センターは、市民の皆さんが利用しやすい市の中央、教育委員会のある庁舎近くが一番適しているのではないかと思います。また、平成26年7月に、紀の川市青少年育成市民会議が、子どもを地域みんなで育もうという趣旨のもと設立されました。そして、ことしの1月30日に、青少年市民会議の研修会で、東京未来大学子ども心理学

部長の出口保行教授に御講演をいただきました。昨年2月に、紀の川市で起こった名手小学校児童の事件を踏まえて、これからは攻める防犯という考え方で、守る防犯からの転換、子どもたちの犯罪被害防止能力を高めること、地域の安全を確認する必要性を学んで防犯に対する地域の関心を高めること、市民の協力なくしては考えられない。攻める防犯の主役は、市民の皆さんであると教わりました。青少年センターは市民の皆さんの活動の拠点となるべきだと思います。

前々から、各地区の補導員や地域の方々から、「青少年センター、何であんなところにわかりにくい、遠くて不便な場所にあるのか」とよく言われます。貴志川の人にとっては近くて便利だと思うが、でも貴志川の住民でも知らない人が多いです。一般的に考えても不自然だと思います。みんなに関心を持ってもらえる、もらわなければいけない、そのように思っております。

話はしていても、「青少年センターってどこにあるんですか」とよく聞かれます。この議場の中でも、センターの場所、知っている人が少ないと思います。センターは、皆に知ってもらって活動するほうがよいのか、それとも場所もわかりにくい、プライバシーの問題とかいろいろあるので、わかりにくいところのほうがよいと思っておられるのか、それを質問いたします。

そして、なぜあの場所なのか、あの場所で続けていく理由があるのかどうか、それもお尋ねいたします。貴志川におれば、貴志川にお世話になるような子どもが多くいるのかなと、そのようにも思っています。それを質問いたします。

それと、あと二つ、センターの職員、ことしから警察官OBを断り、教職員OBに変えたのはなぜですか。その理由。

それから、青少年センターの会議、私も出させていただいているんですが、いつもセンターではなくて、何で打田ばかりでやられるのか、その点もお聞きかせ願いたいと思います。

2問目の質問とさせていただきます。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） ただいま再質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、青少年センター、市域としては一番西の端にございますけれども、先ほど私が答弁をさせていただきましたとおり、青少年センターの位置につきましては、現在、運営状況に鑑みまして、業務の充実をもっと図って、現在の施設で引き続き運営をしていきたいと考えてございます。

教育委員会といたしましては、特段一番西にあることによって不具合というのではないというふうに考えてございますので、もちろん議員おっしゃるとおり、打田の近くに適当な場所があれば、それがベストだと思いますけれども、現時点でない以上、やはりその今のあるセンターを充実させていくということが大事でございます。

また、議員御指摘のとおり、まだ知らない人がたくさんいるということでございますれば、そういった啓発等々につきましては、もう少ししていかなくはないというふうに考えてございますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、教職員に変えたのはという御質問でございますけれども、警察官のOBの方にかえて教職員を入れたということでございますけれども、やはり紀の川市の子どもたちでございます。やはり元教職員の方々にとっては身近な存在であるということで、接しやすいということでございますので、そういった観点から教職員に入っていたということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、最後に、なぜ打田で会議をするのかということでございますけれども、これは特にここでやらなければならないということではございませんので、担当課等々と相談しながら、開催場所については今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ありませんか。

13番 高田英亮君。

○13番（高田英亮君）（質問席） それでは、再々質問ということで、今、警察官OBがなぜなくなったのかなと聞かせていただきましたが、そういう理由でやと思います。警察官もいてもらったら、ことしから河南の図書館等々1月からやってまして、2月、3月、そのときに子どもらがいてるときに、何かいろいろと文句を言うような人が入ってきて問題になりそうになったときに、お願いしたら警察官OBの人が来てくれて静めてくれたと、入ってくれたと、そういうようなこともありましたので、警察官のOBの方の仕事というんですか、それも大切ではないかなと、そのように感じた次第でございます。

それでは、3問目に、市長にお尋ねをしています。

市長は、平成25年の9月議会で、私の質問で、「センターの今の貴志川地区でのあの場所での取り組みについては、西の端という格好になりますが、この中心である打田地区に適当な場所が見当たらない状況の中で、決して今の場所が不都合な、また大変不適切な場所であるというふうには思っていない。しかし、教育委員会に近いところというのは、一番理想的であることは私も思っています。

そういうことの中で、今後の課題として適切に対処できる、そういうことができればその方向で進めていきたいと。しかし、今のところ、あの場所で十分やっていただけるものと思っている」との答弁でした。

私も今の場所は、市長の言う不都合な、また不適切な場所だとは思っていません。ただ、あの場所は、わかりにくく、不便で、全体市民の皆さんに利用してもらいにくい。センターは、子どもたちや保護者、市民の皆さんに十分活用してもらってのものだと思っています。

平成21年、市長の英断のもと、岩出市と一緒にやっていた那賀郡補導センターから分かれ、単独設置をされました。他市に負けない、いいセンターにしていきたい。そし

て、紀の川市の子どもたちが安全で安心して活動できる環境をつくってもらいたいと思います。再度、お尋ねいたします。

事が起これば、迅速に対処しなければなりません。紀の川市の宝物である子どもたちを危険な目に遭わせてはならない。健全に、健やかに成長できるよう見守っていかなくてはならないと思います。本当に紀の川市の子どもたちの幸せ、安全を願うのであれば、青少年センターの活動の拠点をぜひとも中心である教育委員会のある庁舎の近くに持ってくる必要があると思うのですが、市長の今のお考えをお尋ねいたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 青少年問題に熱心に取り組んでいただいている高田議員の再々質問、前々からこのセンターの場所は、教育委員会の近い、打田地域にという御質問がされてまいりました。

聞き流したわけではないんですが、今、高田議員も言われましたように、25年の質問のときも答弁したとおり、最適であるかないかはわかりませんが、施設としては十分活躍してもらえる青少年センターだと思っておりますし、適当な場所がないのでと逃れているわけではなんですが、わざわざ建ててまで、この中心だからといって建ててまで青少年センターをこっちへ持ってくるというつもりは、今のところありません。あの場所で十分、岩出から分かれて紀の川市としてセンターを立ち上げて頑張っていただいております。もちろん、いじめの問題等々いろいろとあることも事実であります、真ん中だからええとか、端だからあかんとかということに私はつながらないと、今の便利な時代に余り端も真ん中も関係ないのではないかと。

そんな中で、もちろんわかりにくいということは、今後、市民の皆さん方に、また児童を持っている御父兄の皆さん方に、青少年センターの位置づけというものをもっとわかってもらえるようなことにしていかなきゃならんとは思っておりますが、今、真ん中に持ってきてという、同じようなことばかり申し上げますが、真ん中へ持ってきてというつもりはないと。適当なところがあれば、考えていることは考えておりますが、そういうことで、わざわざ建設して持ってくるということは考えておらないということで御理解をいただきたいと。十分、今のところで利活用いただいて、健全な青少年を育てていただけるように御協力をお願いしたいなと、そのように思います。

○議長（竹村広明君） 以上で、高田英亮君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午後 2時01分）

（再開 午後 2時14分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（竹村広明君） 次に、2番 太田加寿也君の一般質問を許可いたします。

2番 太田加寿也君。

はじめに、市民の要望に応える交通安全対策についての質問をどうぞ。

○2番（太田加寿也君）（質問席） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、私の質問をさせていただきます。

まず、市民の要望に応える交通安全対策についてであります。

本市は、5カ年計画による紀の川市交通安全計画を策定し、交通事故のない社会、そして人優先の交通安全思想のもとに、さまざまな施策を実施しています。しかしながら、財政面や管轄の課題、啓発活動などが思うように進んでいないのが実情だと思われます。

市民からの多くの要望を実現するのは、簡単ではないこともわかります。しかしながら、市民の中には、「要望してもいつになるかわからない」、「期待できない」、「市は何もしてくれない」という声をよく聞かされます。そこで、市民の要望に対して、市として実施できる対策はないのか、次の具体的な課題についてお聞きします。

一つ目は、信号の設置要望に対するものです。

信号機は、県警の管轄であり、県全体の要望に対応するため、要望しても交通量などさまざまな条件を満たす必要があり、何年もかかることはやむを得ないところです。しかし、設置までの期間に起こり得る事故等を考えれば、市としてできる対策はないのか。例えば、車に対する注意喚起の看板など可能な対策を実施することで、市民への理解を求める、あるいは市も努力していくことをアピールできるのではないのでしょうか。事故が起きて信号がついたのでは、困ると思うのです。

二つ目は、危険運転を減らすための啓発活動、広報活動のさらなる推進です。

最近、指示器つけないで右左折したり、信号が赤に変わっても通り抜けようと交差点に進入する車など、運転マナーの低下を強く感じます。また、電動カート、電動車いすが交通量の多い車道を走り、事故の危険にさらされている光景もよく目にするようになってきました。事故を起こさないために、市としてできることをさらに進めていただきたいと思います。

三つ目は、以前にも質問させていただいた歩車分離信号の設置推進です。

あれから、どのように進んでいるのか。近隣市町に比べても、設置数が少な過ぎると思います。警察庁でも、事故防止効果が大きいとして設置を推進しています。高田議員も発言されましたが、事故を減らすためにも地区からの要望だけでなく、市として設置の手だてや地区への働きかけをしていただけないかと考えていますが、どうでしょうか。

四つ目は、事故防止対策の一つとして、ドライブレコーダーの設置を推奨するとともに、補助金を出してはどうでしょうか。

これまでのように、事故が起こったときの分析のためだけではなく、運転者自身の運転が記録されることで、運転マナーの向上につながると考えられるのです。保険会社でも、

利用され始めています。

以上について、市としての考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（登壇） 太田議員より御質問いただきました、市民の要望に応える交通安全対策について、まず信号機設置要望場所で、設置まで、それまでに可能な対策はできないのかについての御質問にお答えさせていただきます。

信号機を含む交通安全施設等の設置につきましては、例年、地元区長様より設置等の御要望をいただきまして、市の関係部署との協議を行い、継続的な要望も含めまして、毎年10件前後の信号機等の交通安全施設の設置を岩出警察に要望いたしてございます。要望書提出後は、岩出警察及び県警本部や公安委員会による現地調査等が行われ、施工の決定に至ると聞いてございます。

御要望いただきました交通安全施設等の設置に至りますまでの対策といたしましては、地域の交通指導に御尽力いただいております皆様方をはじめ、岩出警察署及び地元交番署員のパトロールなどの交通指導等が実施されてございます。

また、市よりの対策といたしましては、地元関係者や関係部等と協議を行いまして、交通安全に伴う注意喚起等の標識の設置につきましても今後検討してまいりたいと考えてございます。

次の危険運転を減らすための啓発活動を行ってはどうかにつきましては、交通安全の推進を含む交通指導や啓発広報活動は、全国的な交通安全週間に伴いまして、県や岩出警察署及び各種団体と合同で、毎年街頭啓発を開催いたしてございます。また、岩出警察や紀の川市交通安全母の会の御指導によりまして、各保育所、小学校等及び各地域での交通安全指導や啓発活動にも御尽力いただいております。

それから、高齢者の皆様方を対象といたしまして、紀の川市交通大学を平成19年度に設立いたしまして、高齢化の進展に伴い増加する高齢者の交通事故の防止や交通安全思想の醸成などを目的に、市内各地域のおおむね65歳以上の方々を対象といたしまして、岩出警察交通課長の御指導のもと交通安全指導や運転指導の研修を開催いたしてございます。

議員御質問の危険運転をはじめ、特に電動車いすの運転指導や安全利用につきましても、今後は研修にも取り入れ、内容の充実と同時に啓発広報活動にも努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、歩車分離式信号の設置推進につきましては、和歌山県警より、平成14年の警察庁交通局交通規制課通達により、「歩車分離信号に関する指針」に準じまして、各交差点個別の状況や交通事故発生状況等を総合的に勘案して、歩車分離信号の設置を進めているとのことですが、現実的に設置に至るには、交通量等の現状把握、また地元関係地域からの要望活動は非常に重要でありますので、市としても現状を調査し、引き続き地元関係者の御協力をいただくとともに、関係部署で十分に調査と協議の上、設置に

ついて推進してまいりたいと考えてございます。

次の事故防止の対策として、ドライブレコーダーの設置を推奨してはどうかの御質問でありますが、警察や関係機関では、本来のドライブレコーダーの目的は、交通事故等が発生または目撃した場合に、その状況を記録することにより事故原因の追及を早急かつ的確に認識することが最大の目的であると聞いてございます。

しかしながら、ドライブレコーダーを設置することにより、安全運転に努めなければならないという意識づけが深まりまして、事故防止の抑制にもなることも考えられますので、今後におきまして関係各位の御意見もいただき、現状の把握に努める必要があると考えられます。

なお、補助金につきましても、同様に本来の目的や現状調査を行いまして今後の課題としてまいります。

以上でございます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

2番 太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 再質問させていただきます。

今、質問させていただきました二つ目の項目の中で、電動車いすについて、再度お聞きしたいと思います。

電動車いすは、身体障害者が利用されるだけでなく、近年の高齢化社会の急速な進行とともに、日常から数多く目にするようになっていきます。今後もさらにふえ続けると考えられる中で、交通安全対策が急務ではないかと考えています。個人で購入でき、登録もされない現状では、防げるはずの事故が急増していくのではないかと心配されます。

交通安全の講座を開いても、高齢者が簡単に参加できるのか、歩道も整備されていないところでは、交通量が多くても車道を通らざるを得ないし、車からは交通の障害物のように映ってしまう、そういう部分も考えられます。市として、先行して電動車いすの交通安全対策を立案・実施していただきたいと考えますが、どうでしょうか。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（自席） ただいま再質問いただきました電動車いすの利用者の交通安全対策、また交通マナーと指導につきまして、御答弁させていただきます。

議員お説のように、電動車いすは身体障害者の方々はもとより、最近は歩行が困難な高齢者の社会参加手段として普及してございます。また、普及に伴って、電動車いすの交通事故が多発、発生していると警察関係よりの報告もございます。

このような状況のもと、警察庁では、平成14年度に「電動車いすの安全利用に関するマニュアル」を作成し、電動車いす利用者や他の交通参加者の安全を確保するため活用されていることから、今後、岩出警察署と協議を行いまして、交通安全や通行マナー等の研修や指導をいただくように努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 再々質問は、ありませんか。

2番 太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 再々質問、させていただきます。

今の電動車いすの件について、市長にお考えをお聞きしたいと思います。

電動車いすは、先ほども言いましたように、高齢化とともに急速にふえています。僕自身が、交通マナーを無視した電動車いすや、あるいは交通量の多い車道を走る電動車いすを何度か見かけます。事故が起こったら大変やなというふうに思っています。交通安全対策は、警察の管轄に入りますが、市としても早急に警察と協力して安全対策を考えていただきたいと思うのですが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 太田議員の電動車いすに対する対応について。

最近、紀の川市内でも、高齢者の方、障害というよりも高齢者のほうが多いんじゃないかなと思うんですが、見かけます。免許証は要らない、届け出は要らない、そういうことで、しかし、^{おおやけ}公、県道なり市道なりを走られておるわけで、利用される方については便利ではないかなと思うんですが、障害度にもよりますが、耳等が聞こえない方でも乗れるわけですね。後ろへ車来てもわからない、そういう状況で車を運転されている方がもし接触した何か場合は、大きい車のほうが悪いというようなことになるわけで、これらの問題、警察と十分相談させていただきながら、今後の対応の大きな一つになるんじゃないかなと、そう思っております。

ということで、そのために道を広げるとか、そういうことだけではなしに、それを電動の車いすを御利用いただく皆さん方のマナーなり心得なり、それに対する市の対応等々、警察とともに一遍勉強させてもらいたいと、そのように思っております。

○議長（竹村広明君） 次に、市制10年を期に、学校2学期制の総括と今後の方向性を検討してはの質問をどうぞ。

2番 太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 次に、2番目の質問をさせていただきます。

本市が、学校2学期制を実施して、市制とともに10年となりました。この機会に、2学期制について総括し、今後の方向性を再検討してはどうでしょうか。

その一つ目は、2学期制実施により改善された点や課題は何か、学力向上につながったかということです。定期テストや学校行事が減り、8月下旬から授業が開始されることで、授業時間確保や成績処理などの課題は改善されたと思いますが、やはり日本の生活習慣とは違う面や学校生活での節目が必要ではないかと思います。どうお考えでしょうか。

二つ目は、他市町などで、いち早く3学期制に戻したところがありますが、どう分析されているのでしょうか。市内にさえ制度が混在しているし、行事などで周辺の学校との連

携がしにくいということも聞いています。

三つ目は、現在の制度について、学校や保護者へアンケートを実施するとともに、結果を市民に公表すべきではないでしょうか。年月がたち、制度になれてしまってきている面もありますが、児童・生徒の立場に立って、よりよい学習環境をつくるために学校と保護者や地域の人の意見や要望を取り入れ、連携を強めるなど多面的な判断をして、学校教育を進めていただきたいと考えますが、どうでしょうか。

以上について、今後の取り組みを含めてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 紀の川市教育委員会では、特色ある教育の展開と信頼される学校づくりのため、平成19年度から市内の中学校で2学期制を導入いたしました。また、小学校は3学期制を標準として、校長の裁量により2学期を採用することもできるよう、学校管理規則を改正・施行いたしました。

中学校の2学期制導入により、授業時数確保だけでなく、学校行事の見直し等による特色ある学校づくりやきめ細やかな評価の充実、子どもの状況把握の充実など、期待される効果として改革を行ったわけでございます。

2学期制を導入し、既に10年が過ぎようとしております。平成26年1月紀の川市議会の一般質問でも答弁をいたしましたとおり、平成23年5月に教育施策の参考にすることを目的として、各学校に聞き取り調査をしたところ、2学期制・3学期制の双方によさや改善点があることが判明をいたしました。

ほんの一例ではありますが、成果といたしましては、授業日数・授業時数の確保が図られたことや、教師の事務処理が軽減されたことなどが上げられ、一方で、日本の気候や習慣と合わず、長期休暇の前後や学期の切りかえ時が中途半端であることなどが課題として挙げられています。

また、2学期制を導入したために学力向上につながったかとの御質問でございますが、その点だけをもって評価することは難しいと考えておりますが、定期テストが少なくなった分、小テストなどで学習の定着を見て補修学習の充実が図られたとの意見もいただいておりますので、一定の成果があったと判断いたしております。

次に、他市町村の状況でございますが、確かに2学期制を導入後、数年で3学期制に戻したという新聞発表も確認しておりますし、2学期制をさらに進めたという自治体もあり、一様ではございません。それぞれの市町村が、それぞれのよさを認識し判断しているものと考えております。

次に、学校保護者へのアンケートを実施するとともに、結果を市民に公表すべきではないこととございますけれども、中学校に2学期制を導入し10年が経過した今、今後このまま2学期制・3学期制を混在させたままにするのか、あるいは発展的な統一を図るべきかを判断をする必要性も感じております。

現在、学期制を含めた教育課程の検証について、諮問機関を立ち上げて議論を進めようと計画中であります。その中では、再度アンケートを実施し、現状について教師や保護者の考えなどを聴取し、教育課程の検証や議論を進めてまいる予定でございます。

その結果の公表につきましては、今、断言はできませんが、でき得る範囲でお知らせできたと考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

2番 太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 再質問させていただきます。

教育長にお考えをお聞きしたいと思います。

今、教育部長にお答えいただいた中で、2学期制導入により授業時間確保や学校行事の見直し等による特色ある学校づくりなどの成果を上げられました。しかし、子どもたちの教育は、例えば、授業時間確保で効果が上がるだけではないと考えます。

また、学校行事の見直しとは、行事を減らした分を授業に回すというものです。子どもたちが、学校生活のいろいろな行事を通して、自主・自律・協力の精神を育てるための大切な自主活動の機会を激減させてしまったのではないかと考えています。今後の本市の教育について、教育長のお考えをお聞きかせください。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 貴志康弘君。

○教育長（貴志康弘君）（自席） 太田議員の再質問にお答えいたします。

ただいま部長が答弁いたしましたとおり、学期制の問題は今まで幾度も議論がなされました。教育委員会としては、2学期制導入10年を迎え、教育課程の検証と新たな制度の模索について取り組みをいたしているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（竹村広明君） 再々質問、ございませんか。

〔太田議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君） 以上で、太田加寿也君の一般質問を終わります。

○議長（竹村広明君） 次に、9番 榎本喜之君の一般質問を許可いたします。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（質問席） 本日最後の一般質問になろうかと思いますが、どうかよろしくお願いいたします。議長の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目、下水道への接続についてお聞きをいたします。

平成26年度末で、紀の川市の下水道普及率は13%となっております。この普及率というのは、人口で計算するようになっておりますので、紀の川市の人口6万5,000人とすると、8,450の方が下水道を利用できるということになっていきます。

問題は、普及率より接続率だと思います。同じく平成26年度末で、57.8%、特定

環境保全下水道である長山地区を除くと、49%となります。この数字をどう捉えていますか。

また、供用開始後、1年目は7万円、2年目は5万円、3年目は3万円と接続時の工事費に補助金を出していますが、その効果についてどのように捉えていますか。

供用開始後3年、すなわち法律で定められた期間を超えているエリアの接続率は65%となっております。これは、決して高い数字ではなく、県の平均値は78%です。さらなる下水道への接続を促すための施策の一つとして、他市でも実施している浄化槽の転用に対する補助金はつくれないでしょうか。

現在利用している浄化槽を雨水タンクとして利用することにより、水資源の有効利用が図れます。一般的な5人槽で約2,900リットルの水をためることができます。その工事に対しての補助金を検討していただけないでしょうか。

1回目の質問です。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） まず、下水道の接続率49%程度をどう考えているかという御質問でございますが、率直に「低い」というのが常識的な判断だと思います。

下水道供用区域の接続率の向上は重要な課題でございますが、「高齢世帯」、「低所得」といった家庭事情、または「合併浄化槽、単独浄化槽のため不便を感じない」などの理由から、接続率の向上につながらないのが現状でございます。

接続率の低迷は、下水道施設の遊休化や公共用水域の水質への悪影響、下水道経営の問題、接続者と未接続者の負担の公平性など多くの問題が生ずることになるため、早急に改善しなければならないと考えており、今後さらなる接続率向上に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、公共下水道へ接続するための宅地内工事を助成する「排水設備工事助成金」の効果でございますが、供用開始から1年以内に工事が完了した場合7万円、2年以内は5万円、3年以内は3万円の助成を行ってございます。平成26年度供用までの接続実績でございますが、1年目が32.4%、2年目が6.7%、3年目が3.4%、4年目以降が約2%程度と年々接続率が下降していることから、助成金による事業効果の早期発現が図られていると考えてございます。

次に、浄化槽の再利用に対する補助金でございますが、県内では、和歌山市のみが公共下水道等に接続する際に不用となる既設の浄化槽を雨水の有効利用、資源の再利用、浸水被害の軽減等を図るため、庭木などへの散水や雨水貯留施設に転用する改造費用の一部を補助しているとのことでございます。この制度は、県外の自治体では多く見受けられるところでございます。

本市全域の浄化槽の割合は約45%であり、平成27年度末の公共下水道の供用区域内の接続状況は、合併・単独浄化槽合わせて452件、45.9%、くみ取り式533件、

54. 1%となっています。市全体の浄化槽の割合と接続の割合がほぼ同率であることから、浄化槽からの切りかえが特段低い状況にはないと考えてございます。

また、くみ取り式トイレの家庭は、合併浄化槽設置の家庭に比べ、トイレの水洗化や宅内配管に多額の費用を要するなど、公平性の面からも検討する必要があると考えてございます。

しかし、下水道への接続率の向上は重要な課題でありますので、御提案の補助金につきましては、他の自治体の動向も見ながら検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（質問席） 再質問をさせていただきます。

和歌山県は、下水道整備が非常におくれております。また、圃場整備されているところも少なく、住宅地の農地が入りまざっていてインフラ整備にも多額のお金が要ります。紀の川市も例外ではありません。

今さらどうしようもないことかもしれませんが、多額のお金を使って下水道を整備しているのですから、接続率の向上は必須です。現在の公共下水道計画が完成しても普及率60数%で、接続率が上がらなければ市民の半数も利用できない状態となってしまいます。私の提案した方法以外にも、接続率を上げる施策を検討していかなければならないのではないのでしょうか。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（自席） 浄化槽の再利用に対する補助金以外にも接続率を上げる施策を検討すべきではとの御質問でございますが、議員御指摘のとおり、接続率向上に向けたさまざまな施策について、各方面から情報を収集しながら費用対効果も検証の上、検討してまいりたいと考えてございます。

また、接続率向上のためには、下水道の目的や必要性について理解を深めていただくことが重要であり、今後は、接続意欲を高める啓発や普及促進のための戸別訪問等も行っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 再々質問はございませんか。

〔榎本議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君） 次に、倒壊危険建物についての質問をどうぞ。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（質問席） 次に、1点目の倒壊危険建物について、お聞きをいたします。

平成24年に、県において、通称「景観支障防止条例」が施行され、昨年施行後、初の

命令が出されるなどして、空き家の廃墟化が問題となっております。倒壊して、他に影響を及ぼすであろう廃墟をみずから撤去する者には補助金は出せないでしょうか。

危険建物がなくなること、土地の有効利用も考えられます。建物がある場合、固定資産税が減免されるので、取り壊さないでおくということから、廃墟化が進んでいるということもあると思います。行政代執行の前に、みずからの取り壊しを促す意味でも検討していただけないでしょうか。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 倒壊する危険のある空き家について、撤去に対する補助金を出すことはできないかという御質問でございますが、平成27年5月26日に空き家対策特別措置法が完全施行され、本市の空き家対策につきましては、関係各課と調整を図りつつ、新法による市長や学識経験者等で組織する空き家対策に関する協議会の設立準備とともに、空き家の所有者には助言・指導を行うなど、所有者みずからの意思による改善を促し、周辺の生活環境の保全を図っているところでございます。

空き家の撤去に対する補助金でございますが、県下において解体に対する補助制度を制定しているのは和歌山市のみでございます。

補助金は、空き家対策の促進には効果的とは存じますが、公平性やさまざまな観点からの検証や、県内市町村の動向も見ながら、補助制度はもとより空き家対策全般にわたり、情報収集や意見交換も行いながら調査・研究をしてまいりたいと考えてございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

〔榎本議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君） 以上で、榎本喜之君の一般質問を終わります。

これをもちまして、本日の予定されておりました一般質問は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あす6月15日、水曜日、午前9時30分より再開いたします。

大変お疲れさんでした。

（散会 午後 2時50分）